

みえ 森と緑の県民税

令和6年度事業成果報告書

森林づくりを県民みんなの力で

表紙の写真：第 11 回みえの森フォトコンテスト
小学生以下の部 最優秀賞 臼井 悠真「いのちの集う場所」

目 次

第1 みえ森と緑の県民税について

1	みえ森と緑の県民税を活用した施策	1
2	みえ森と緑の県民税のしくみ	1
3	使途の明確化等	3
4	森林環境譲与税との棲み分け	3

第2 令和6年度基金事業の実績

1	税収等の実績	5
(1)	税収の実績	5
(2)	基金の運用状況（積立・取崩）	5
(3)	各事業の実績	6
2	事業の構成	7
3	基本方針及び対策区分別実績額	8
4	実施主体別実績額	8

第3 令和6年度基金事業の実施状況と評価

1	総合評価	9
2	県営事業	
(1)	災害に強い森林づくり推進事業	
①	災害緩衝林整備事業	9
(2)	災害に強い森林再生事業	12
(3)	森林情報基盤整備事業	13
(4)	森を育む人づくりサポート体制整備事業	
①	みえ森林教育ビジョン推進事業	15
②	みえ森づくりサポートセンター運営事業	17
③	みえ森林教育ステーション運営・整備事業	19
(5)	みんなで取り組む三重の森づくり推進事業	20
(6)	生物多様性推進事業	21
(7)	森林とふれあう自然公園環境整備事業	22
3	市町交付金事業	
(1)	みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業	
①	流域防災機能強化対策事業	23
②	災害からライフラインを守る事前伐採事業	24
③	県民参加の植樹祭事業	26
(2)	みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）事業	27
4	みえ森と緑の県民税制度運営事業	30

第4 資料編

1 令和6年度基金事業の実績

[県営事業] 32

[市町交付金（連携枠）事業] 47

[市町交付金（基本枠）事業] 48

[みえ森と緑の県民税制度運営事業] 65

2 みえ森と緑の県民税第3期制度 68

3 みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要 84

4 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方 87

5 みえ森と緑の県民税関連条例 92

第1 みえ森と緑の県民税について

1 みえ森と緑の県民税を活用した施策

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対 策 区 分	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

(2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり災害に強い森林づくりを引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対 策 区 分	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

2 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあり、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが市町に求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下「基金事業」という。）を効果的に展開するための役割分担は、次のとおりです。

県	基本方針1のうち、対策1に重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

（２）みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆さんに幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）		
納税義務者	【個人】1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 【法人】県内に事務所、事業所などを有している法人など		
税率 (年額)	【個人】1,000円 【法人】均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） （均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる）		
	区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）
	1千万円以下	20,000円	2,000円
	1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円
	1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円
	10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円
50億円超	800,000円	80,000円	
税收規模	年度あたり11億円		
徴収方法	【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せして県に申告納付する。		

3 使途の明確化等

(1) 使途の明確化

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。「みえ森と緑の県民税」は、新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆さんに対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、令和元年度に導入された「森林環境譲与税」とも、目的・使途を明確に区分して活用することとしています。

(2) 制度や使途の周知

県民の皆さんや森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

このため、県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、さまざまな手法を活用した周知活動に取り組むとともに、その活用成果について、県民の皆さんにお伝えします。

(3) 評価制度

第三者によるみえ森と緑の県民税評価委員会において、実施した事業について、毎年度評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆さんに公表します。

(4) 制度の見直し

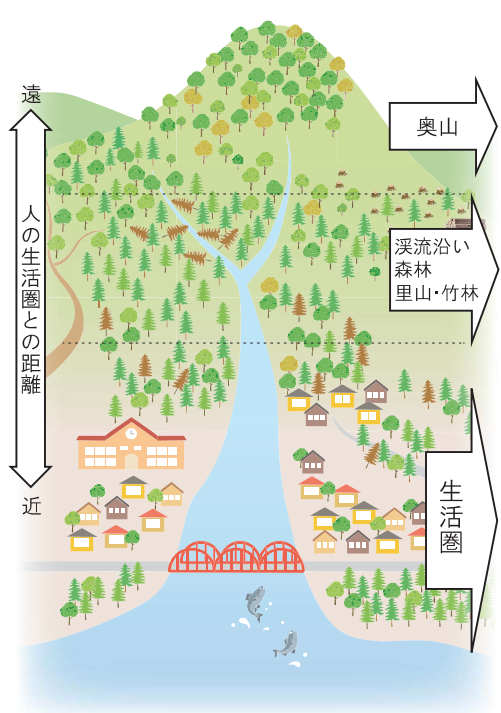
森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証を行う必要があるため、おおむね5年ごとに、または必要に応じてみえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直します。

4 森林環境譲与税との棲み分け

(1) 使途の棲み分け

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」(87ページ参照)を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の使途を棲み分けて、両税を有効に活用した森林づくりを進めています。

		使途区分	みえ森と緑の県民税	森林環境譲与税
		森林整備	—	森林所有者による管理が見込めない森林の整備 例) 森林経営管理制度に基づく森林整備
		人材育成	災害に強い森林づくり 例) 渓流沿いの危険木の除去や周辺の森林整備、ライフラインや人家裏、通学路沿いの危険木の伐採など	—
		普及啓発	森を育む人づくり 例) 森林教育の指導者養成や森林教育活動の推進、森林づくりボランティア等の育成	林業の担い手育成 例) 「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成
		木材利用	—	公共建築物等の木造・木質化 例) 地域材を利用した公共建築物等の木造・木質化、木製品の導入

<「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」の棲み分け>

(2) 森林環境税及び森林環境譲与税のしくみ

森林環境譲与税は、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されており、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、以下の取組に充てることとされています。

(市町村) 間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等

なお、森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円が課税されており、森林環境譲与税の財源に充てられています。

第2 令和6年度基金事業の実績

1 税収等の実績

(1) 税収の実績

(単位：千円)

税収区分	第2期				第3期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人納税分	921,803	921,202	920,310	924,119	930,556
法人納税分	189,030	196,488	195,463	194,673	197,322
合計	1,110,833	1,117,690	1,115,773	1,118,792	1,127,878

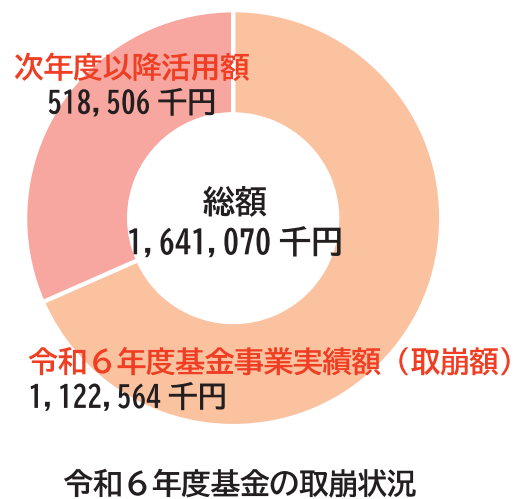
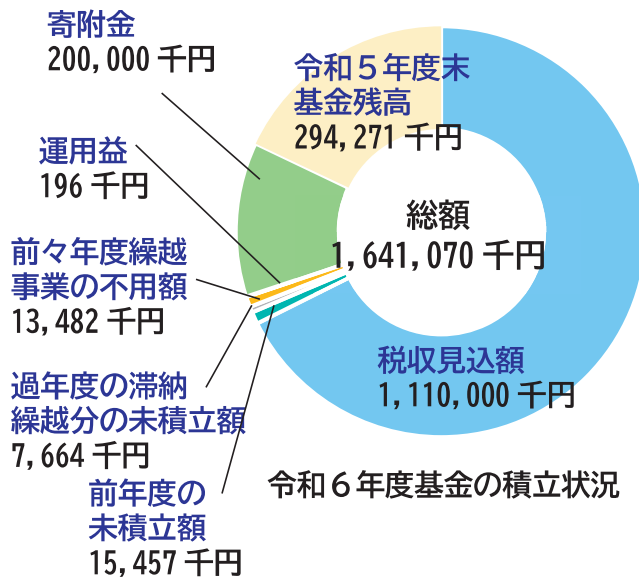
(2) 基金の運用状況（積立・取崩）

令和6年度基金として、税収見込額、前年度の未積立額、過年度の滞納繰越分の未積立額、令和4年度から令和5年度に繰り越した事業の不用額、運用益、寄附金の合計13億4,679万9千円を積み立てました。ここに令和5年度末時点での基金残高を加えた額から、11億2,256万4千円を取り崩して、令和6年度基金事業を実施し、令和6年度末時点での基金残高は、5億1,850万6千円となりました。

(単位：千円)

基金積立等区分		第2期				第3期
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度末基金残高（A）		121,023	186,352	243,217	219,292	294,271
当年度 基金 積立	税収見込額	1,087,000	1,092,000	1,106,000	1,096,000	1,110,000
	前年度の未積立額	16,968	14,839	15,172	1,810	15,457
	過年度の滞納繰越分の未積立額	8,994	10,517	7,963	7,335	7,664
	前々年度繰越事業の不用額	9,274	29,635	20,088	45,359	13,482
	運用益	30	27	28	22	196
	寄附金	0	0	0	0	200,000
	基金積立合計（B）	1,122,266	1,147,018	1,149,251	1,150,526	1,346,799
当年度基金取崩額（C）		1,056,937	1,090,153	1,173,176	1,075,547	1,122,564
当年度末基金残高 （A）＋（B）－（C）		186,352	243,217	219,292	294,271	518,506

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



(3) 各事業の実績

県において、みえ森と緑の県民税制度運営事業を含む8事業を実施しました。また全29市町において、市町交付金事業を実施した結果、令和6年度基金事業の全体の実績額は、11億2,256万4千円となりました。

(単位：千円)

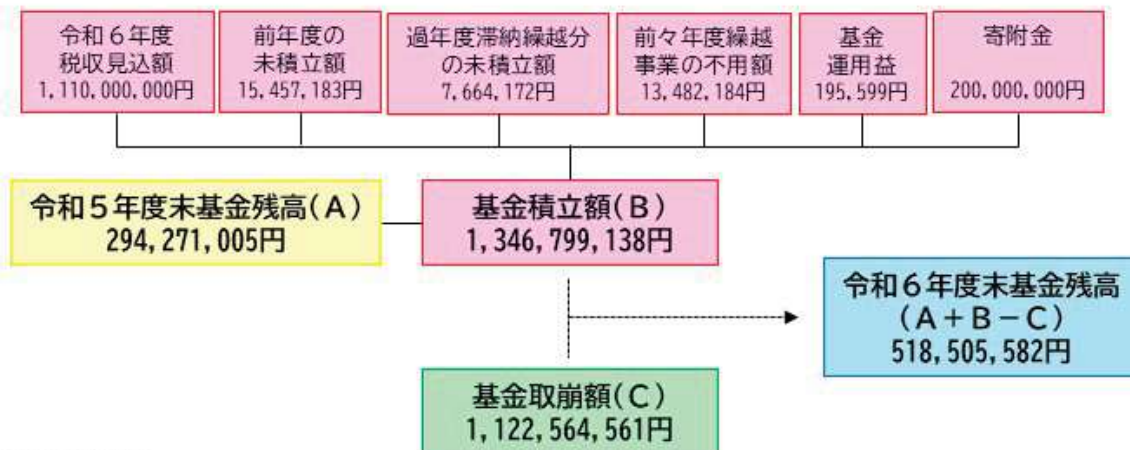
事業区分		実績額
県営事業	災害に強い森林づくり推進事業	334,428
	災害に強い森林再生事業	45,000
	森林情報基盤整備事業	98,912
	森を育む人づくりサポート体制整備事業	53,537
	みんなで取り組む三重の森づくり推進事業	9,509
	生物多様性推進事業	14,539
	森林とふれあう自然公園環境整備事業	29,883
市町交付金事業	連携枠	195,176
	基本枠	328,893
みえ森と緑の県民税制度運営事業		12,687
合計		1,122,564

※「災害に強い森林づくり推進事業」「生物多様性推進事業」の実績額には、次年度への繰越額を含みます。

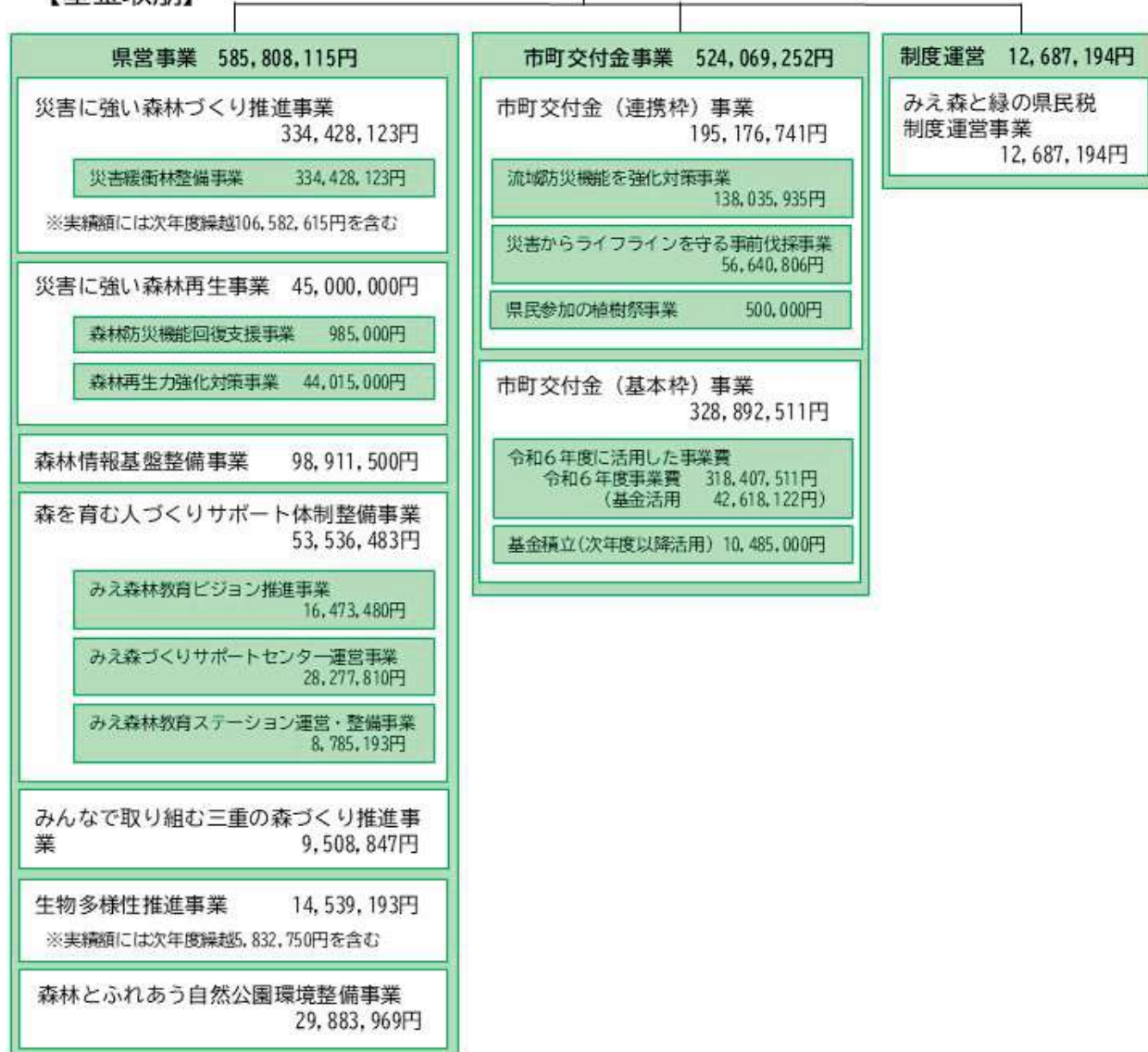
2 事業の構成

令和6年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成

【基金積立】

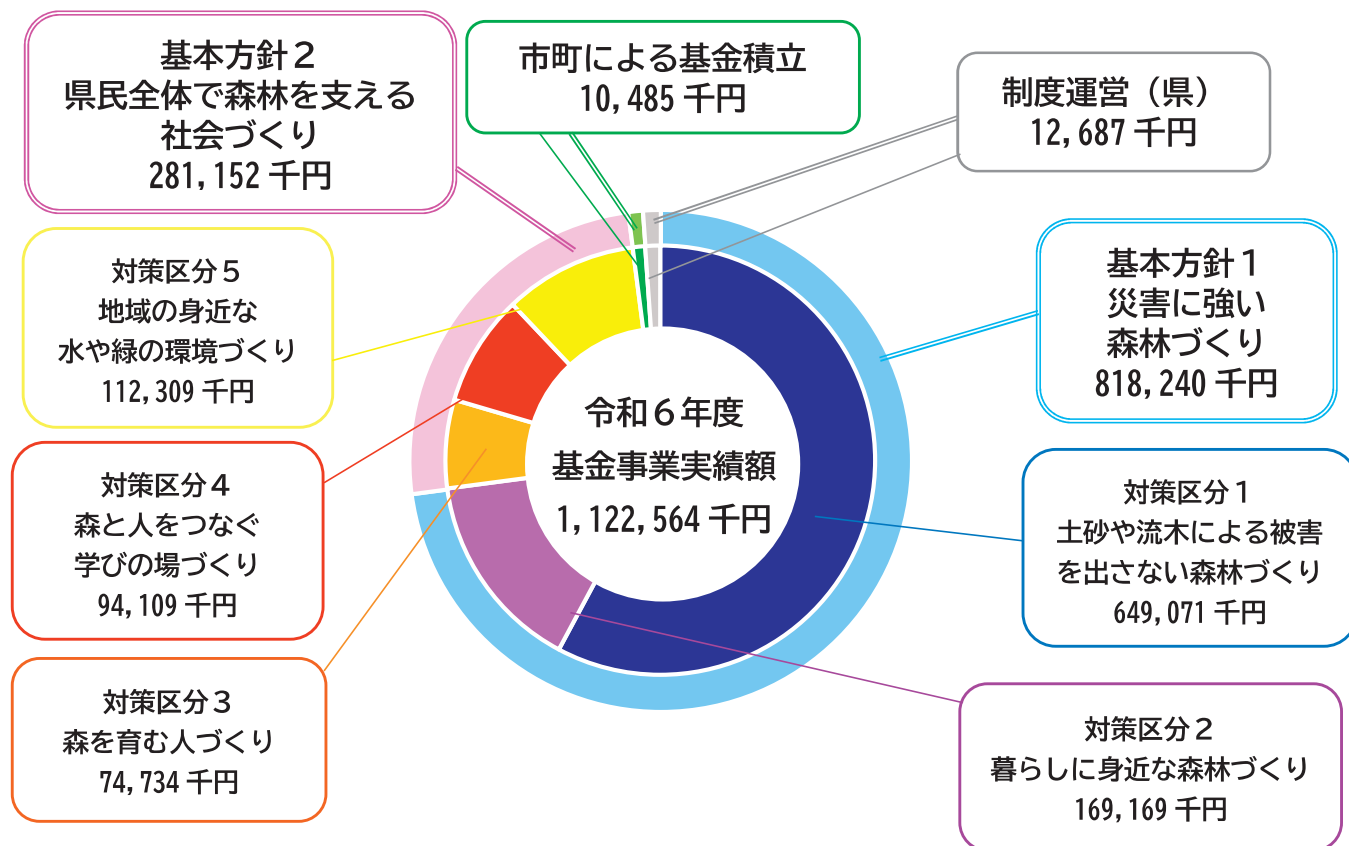


【基金取崩】



3 基本方針及び対策区分別実績額

令和6年度基金事業の基本方針別、対策区分別の実績額は次のとおりです。

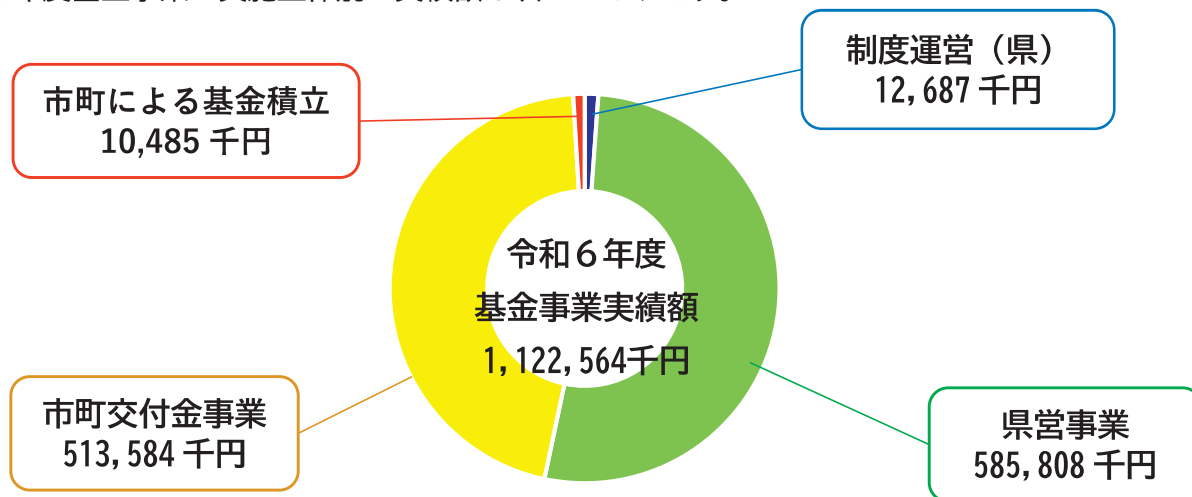


4 実施主体別実績額

県は、基本方針1のうち、対策区分1に重点的に取り組むとともに、事業効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を進めました。

市町は、地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策に取り組みました。

令和6年度基金事業の実施主体別の実績額は次のとおりです。



第3 令和6年度基金事業の実施状況と評価

1 総合評価

評価委員会の評価・提言

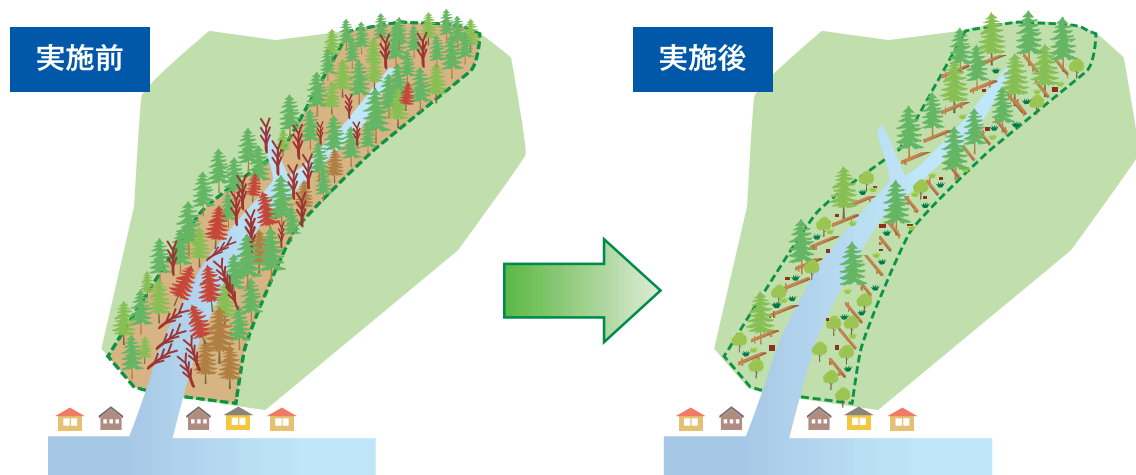
視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	県と市町の役割分担のもと、地域の実情に応じ、必要な事業に取り組まれていることは評価できる。事業の円滑な推進に向けて、県と市町が事業の方向性や進捗について確認、共有する場を設けるなど県と市町のより一層の連携強化に努められたい。また、事業構築にあたっては、伐採に主眼を置いた取組にとどまらず、公益的機能の発揮に向けた計画的な森林づくりなど長期的視点に立った取組も積極的に実施されたい。 県民税の創設から10年以上が経過するなか、県民税の認知度は依然として低い状況にある。認知度向上に向けた普及啓発にあたっては、県民税の必要性や成果の効果的な情報発信にあわせ、県民がより身近に自分事として捉えられるような工夫や改善が必要である。 今後「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めていくためには、未来を担う子どもたちを対象とした森林教育の取組が重要である。森林教育のさらなる推進に向けて、施設の木造・木質化や木製品導入にあわせた森林教育の実施など効果的な取組の展開を図るとともに、学校など教育現場とのより一層の連携強化に努められたい。			

2 県営事業

(1) 災害に強い森林づくり推進事業

① 災害緩衝林整備事業

事業費	334,428,123円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの森林において、流木や土砂の流出に対して緩衝効果を発揮する一定幅の森林について調整伐等を実施し、緩衝機能を高める森林整備を行います。 また、それらの事業投入による効果を明らかにするために、科学的な視点での研究・調査を実施します。 <事業の内容> ○ 溪流内の倒木や枯損木、根の浮き上がった木、劣勢木等、流木の発生源となる危険木の伐採 ○ 溪流沿いの立木における調整伐 ○ 伐採木の山腹斜面での土砂止め等への利用、又は林外への搬出 ○ 事業の効果検証にかかる調査・研究（林業研究所及び大学との共同研究）



<災害緩衝林整備事業イメージ>

事業の実施状況

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
28箇所（11市町）	2,322.6m ³	111.51ha



<事業実施状況>
溪流部の対策（津市須郷谷ほか）



<事業実施状況>
溪流部の対策（紀北町瀧ノ谷）



＜事業実施状況＞
溪岸部の対策（津市河内谷ほか）



＜事業実施状況＞
山腹部の対策（熊野市風呂谷）

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	A 取組が特に優れている
提言	本事業により、台風や集中豪雨による溪流からの土砂や流木の発生が抑制され、災害の発生を軽減する効果が期待できることが継続的な事業の検証結果からも認められ評価できる。また、事業実施前後における地元住民への回覧による情報発信や、伐採木の有効活用によるコスト縮減の取組も評価できる。 近年気候変動に伴う豪雨等により大規模災害が全国各地で発生している。今後も引き続き、治山ダムの設置など他の取組とも連携しながら、さらなる「災害に強い森林づくり」の推進に努められたい。			

(2) 災害に強い森林再生事業〔新規〕

事業費	45,000,000円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	シカの食害や気象害等による被害森林が増加すると、森林の有する公益的機能の低下が懸念されることから、被害森林等の成林に向けた取組を支援することで、公益的機能を早期かつ確実に回復させ、「災害に強い森林づくり」をめざします。 <森林防災機能回復支援事業> 早期に森林に回復させるために必要な人工造林、下刈り、鳥獣害防護施設等の整備の支援 <森林再生力強化対策事業> 野生鳥獣の移動制御等を図るために実施する鳥獣害防護施設等の整備補修の支援



<森林防災機能回復支援事業>
被害森林への植栽



<森林再生力強化対策事業>
防護チューブ設置による獣害対策

事業の実施状況

区分	数量	備考
被害森林への植栽	0.69ha	大紀町
獣害防護柵の設置 獣害防護チューブの設置	41,214m 16,679本	津市 松阪市 大台町 大紀町 尾鷲市 紀北町 熊野市 津市 松阪市 大台町

評価委員会の評価・提言

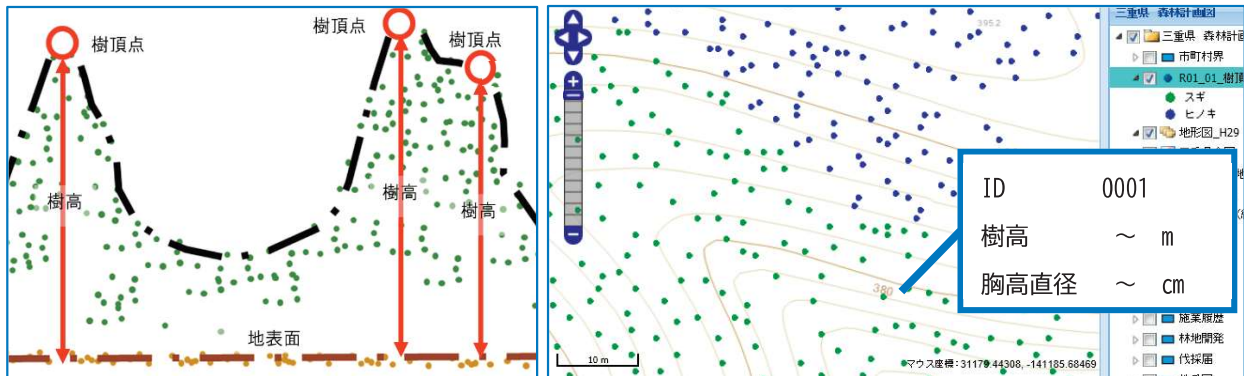
視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	シカの食害や気象害により被害を受けた森林において、植栽、獣害防止柵の設置など再造林の取組を一体的に支援する当事業は、森林の持つ公益的機能の発揮に向けて有効であると考えられる。健全な森林への早期再生に向けて、継続的な保育への支援や設置した獣害防止施設の適切な維持管理に努められたい。			

(3) 森林情報基盤整備事業

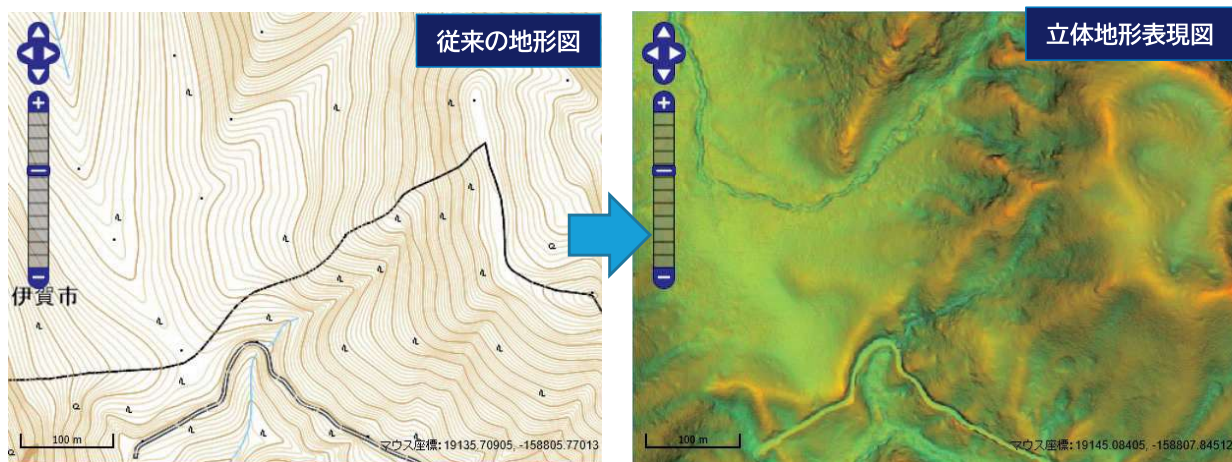
事業費	98,911,500円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握し、災害に強い森林づくりを効果的に進めるため、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析を実施します。また、得られた森林資源情報を市町と共有することで、市町による森林の適正な管理を促進します。 <事業の内容> ○航空レーザ測量により得られた点群データから微地形図等の地形データを作成するとともに、スギ・ヒノキの胸高直径、樹高、形状比等を明らかとする森林資源解析を実施し、林分解析データを作成 ○成果品：森林GISの主題図として、傾斜区分図、立体地形表現図、森林資源解析図を作成

事業の実施状況

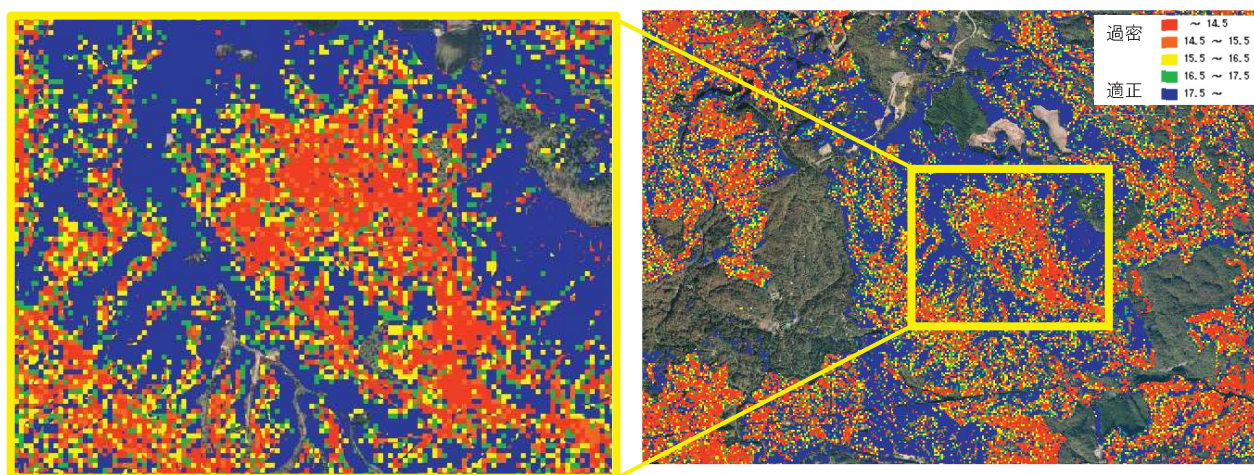
区分	実施面積	備考
航空レーザ測量	31,808ha	津市 大紀町 南伊勢町
森林資源解析	42,630ha	津市 大紀町 南伊勢町 名張市 伊賀市



<航空レーザ測量による樹頂点の抽出イメージ>
 樹頂点の位置を抽出し、推定した単木情報（樹高や本数、太さ、単木材積）が取得できます。



＜航空レーザ測量成果の一例 立体地形表現図＞
従来の地形図よりも詳細な地形情報が取得できます。



＜航空レーザ測量成果の一例 相対幹距比＞

単木情報を林分単位（10m×10m）に集約し、森林の状態を可視化することで、森林整備の優先順位を決定するために活用できます。

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である
提言	森林資源情報の整備は「災害に強い森林づくり」を効果的に推進していくために重要である。また、森林資源情報を視覚的に分かりやすい形で整備するとともに、Web上での公開、市町や林業事業体を対象とした講義の開催など、積極的に情報発信している点は評価できる。 今後も引き続き、航空レーザ測量によるデータ取得と森林資源解析を進めるとともに、これまでの成果を有効活用したさらなる取組の展開に期待する。			

(4) 森を育む人づくりサポート体制整備事業

①みえ森林教育ビジョン推進事業

事業費	16,473,480円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	3 森を育む人づくり
事業概要	みえ森林教育ビジョンを実現するため、森林教育の裾野を広げ、子どもから大人まで一貫した教育体制を構築し、主体的・対話的で深い学びの充実を図るためのイベントや講座の開催、みえ森林ワークブックの発行などに取り組みます。 <事業の内容> ○森林教育イベントの開催 みえ森林教育シンポジウム、第11回みえの森フォトコンテスト、こども森の写真教室 ○森林教育プログラムの実践 みえ森林教育プログラムの発行、各種講座の開催、みえ森林教育アドバイザー派遣、小学生向け冊子の発行

事業の実施状況

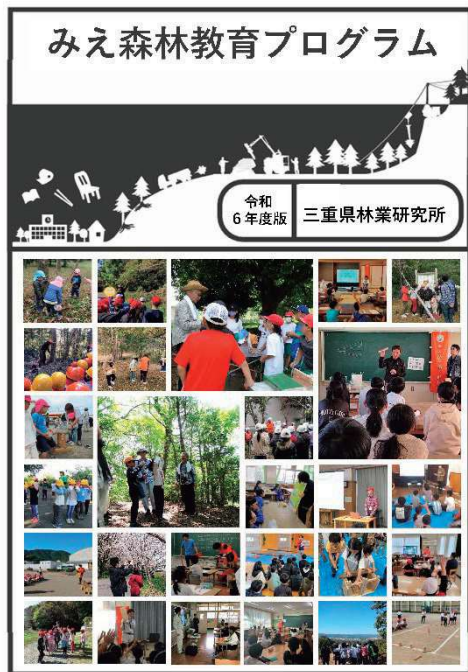
区分	回数・箇所数	延べ参加人数等	備考
みえ森林教育シンポジウムの開催	1回	186人	令和7年2月1日
みえ森林教育プログラムの発行	1回	—	令和7年2月
各種講座の開催	3回	36人	子供向け1回 企業向け2回
みえ森林教育アドバイザー派遣	3園	12名	
小学生向け冊子の発行	—	—	副読本:県内小学5年生の児童に配布 ワークブック:県内の小学5、6年生の児童に配布



<森林教育イベントの開催>
第3回みえ森林教育シンポジウム



<森林教育イベントの開催>
こども森の写真教室



＜森林教育プログラムの実践＞
みえ森林教育プログラムの発行



＜森林教育プログラムの実践＞
（子供向け講座）除伐体験



＜森林教育プログラムの実践＞
（企業向け講座）製材所視察



＜森林教育プログラムの実践＞
みえ森林ワークブックの発行

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	林業従事者にとどまらず、木材など森林の恵みを暮らしに取り入れる消費者、森林と人とのかかわりについて伝える指導者など、さまざまな形で森林とかかわる人を育み、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで重要な事業であると考えられる。 森林や緑を大切に思い育む意識を県民に啓発し浸透させていくためには、長期的視点に立った戦略と、それをふまえた着実な取組の継続が重要である。今後も学校など教育現場との連携を強化しながら、森林教育の輪を広げていくことを期待する。			

②みえ森づくりサポートセンター運営事業

事業費	28,277,810円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	3 森を育む人づくり
事業概要	学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、森林教育や森づくり活動に対する広域的・総合的なサポートを行います。 <事業の内容> ○森林教育への理解を深める講座の開催 ○森林教育指導者の育成 ○学校現場等における森林教育活動の支援（出前授業、コーディネート、相談対応） ○森づくり活動の支援（コーディネート、活動支援）

事業の実施状況

区分	実施回数	備考
森林教育への理解を深める講座の開催	10回	みえ森林教育講座 5回 森のせんせい養成講座 4回 学校教職員森林環境教育研修 1回
森の学校	21回	
森林教育出前授業	11回	
ミエトイ・キャラバン	10回	



<森のせんせい養成講座>

LEAF ローカルインストラクター編

木育インストラクター編



＜学校教職員森林環境教育講座＞
屋外の樹木を活用した実践的な講義



＜森の学校＞
木のストラップづくり



＜出前授業（星見ヶ丘学童保育所太陽の子）＞
丸太切り体験



＜出前授業（大河内小学校）＞
森の土の保水力に関する実験

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	さまざまな活動を通じて「森を育む人づくり」が進められており、中でも「森林教育出前授業」については、座学にあわせ、実験や木工など多様な体験により深い学びを得ることができる内容となっており、子どもたちの森林への行動変容を促す有効な取組であると考えられる。 また、学校等からの相談に応じたコーディネート業務により、森林教育や森づくり活動の促進が図られるとともに、季刊誌やホームページ、SNSなど、さまざまな媒体を活用した情報発信を行っていることも評価できる。今後も、事後アンケートの実施等により、取組の効果や課題を把握しながら事業のブラッシュアップを図るとともに、学校など教育現場における森林教育のさらなる展開を期待する。			

③みえ森林教育ステーション運営・整備事業

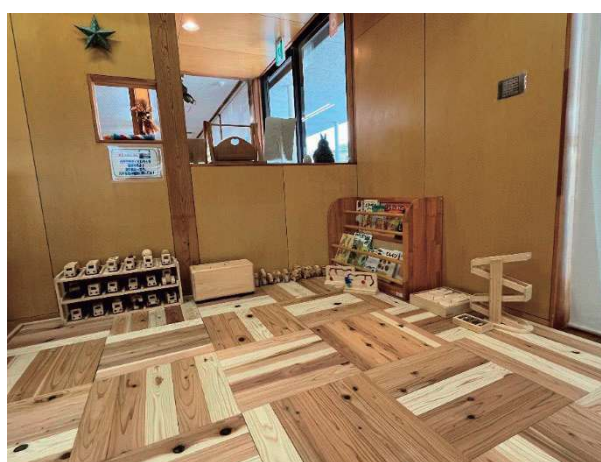
事業費	8,785,193円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	4 森と人をつなぐ学びの場づくり
事業概要	三重県民の森みえ森林教育ステーションの運営を行うとともに、森林教育活動を展開します。また、森林教育ステーションの認定や活用に向けた支援を行うほか、新たな森林教育活動のフィールドを整備します。 <事業の内容> ○三重県民の森みえ森林教育ステーションの運営 ○みえ森林教育ステーションの認定と活用支援 ○三重県林業研究所におけるみえ森林教育ステーションの整備

事業の実施状況

区分	数量	備考
三重県民の森みえ森林教育ステーション 利用人数	11,389人	
みえ森林教育ステーションの認定	11施設	新たに認定した施設数 ※累計40施設



<三重県民の森みえ森林教育ステーションの運営>
森林教育イベント「押し花でメッセージカードづくり」



<みえ森林教育ステーションの認定>
笠間子育て支援センター 遊・友・YOU・チャイルド
(いなべ市)

評価委員会の評価・提言

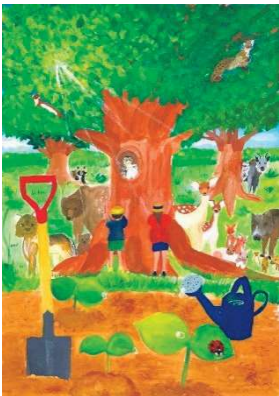
視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	森林や木とのふれあいの拠点となる「三重県民の森みえ森林教育ステーション」では、多様なイベントが開催され、1万人を超える県民に利用されるとともに、みえ森林教育ステーションの新たな認定や、林業研究所におけるみえ森林教育ステーションの整備など、取組が着実に拡大している点について評価できる。 みえ森林教育ステーションの整備の充実に加え、利用促進を図るための効果的な情報発信や認知度向上に向けたさらなる工夫に期待する。			

(5) みんなで取り組む三重の森づくり推進事業〔新規〕

事業費	9,508,847円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	4 森と人をつなぐ学びの場づくり
事業概要	児童・生徒を対象とした「みえの森づくりポスターコンクール」のほか、森林関連イベント「森林フェスタ」を開催するなど、県民が森を育む意識の醸成を図ります。また、県民、企業による森づくり活動の機会や場の提供を通じて、県民による森づくり活動の促進を図ります。あわせて、企業・NP0・教育機関・行政などで構成する「三重の森づくりネットワーク」を新たに構築し、各主体の交流を通じて「三重の森づくり運動」を展開し、全国植樹祭の令和13年招致に向けた気運を醸成します。 <事業の内容> ○「みえの森づくりポスターコンクール」の開催 ○「森林フェスタ」の開催 ○「三重の森づくりネットワーク」会員間の交流を通じた「三重の森づくり運動」の展開

事業の実施状況

区分	数量	備考
みえの森づくりポスターコンクール応募者数	317名	小学生68 中学生249
森林フェスタの開催	1回	令和6年10月5日(土) 志摩市阿児アリーナ 来場者数 1,564名
三重の森づくりネットワーク参加団体数	69団体	企業8 NP014 関係団体19 行政28



左：＜みえの森づくりポスターコンクール＞
小学校の部特選

中：＜みえの森づくりポスターコンクール＞
中学校の部特選

右：＜森林フェスタ＞
会場の様子

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	森林や木と親しむ機会となる「森林フェスタ」の開催は、県民の森林を慈しむ心を育むために有効であると考えられる。今後の継続的な開催と、特に未来を担う子どもたちを巻き込んだプログラムの充実を期待する。 新たに発足した「三重の森づくりネットワーク」については、認知度向上に向けたPRにあわせ、新規会員の募集について広く周知しネットワークの拡大を図るとともに、ネットワークを中心とした県民参加の森づくり活動が県内各地で活発に展開されることを期待する。			

(6) 生物多様性推進事業

事業費	14,539,193円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	5 地域の身近な水や緑の環境づくり
事業概要	県民や事業者の生物多様性に関する正しい理解を促進するため、普及啓発を行うとともに、生物多様性の重要な指標の一つである希少種の生息状況を明らかにするための情報収集、調査を行い、得られた成果を事業者等による生物多様性への配慮の促進に活用します。 <事業の内容> ○野生生物生息状況調査の実施 ○絶滅の恐れのある評価するべき野生生物リスト内の種の調査 ○レッドリストの作成 ○合同調査や専門家の派遣などによる、自然環境保全活動の支援

事業の実施状況

区分	数量	備考
野生生物の生息状況調査	304地点	ガン類、カモ類、ハクチョウ類、カワウ
レッドデータブックの発刊	1回	
自然環境保全活動の支援	26活動	マメナシ、ギフチョウ、アゼオトギリ、マイヅルテンナンショウ、ウシモツゴ、ため池外来種駆除
生物多様性に関する観察会や講話等の開催	7回	



左：＜野生生物の生息状況調査＞
鳥類判別研修

右：＜自然環境保全活動への支援＞
マメナシの保全活動

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるが さらに工夫が必要である
提言	生物多様性は、私たちの暮らしを支える欠かせないものであり、公益性が認められるほか、希少野生動植物等の生息地の明確化や生息状況の調査は、開発行為と自然環境との調和を図るためにも有効であると考えられる。引き続き、県民の豊かな生活に寄与する生物多様性の保全に向けた持続的な取組を展開されたい。 また、生物多様性の重要性が県民に分かりやすく届くよう、レッドデータブックの活用や観察会の開催等を通じて学ぶ機会を創出するなど情報発信の取組について、さらなる工夫に努められたい。			

(7) 森林とふれあう自然公園環境整備事業

事業費	29,883,969円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	5 地域の身近な水や緑の環境づくり
事業概要	地域のNPOや団体、市町等と連携し、自然公園の園地や自然歩道等を活用して実施する森林教育のイベントやガイドツアー等を実施します。 また、そのフィールドとなる自然公園の園地や自然歩道等において、施設の点検や安全確認を行い、安全・安心に利用できるようサイン標識や看板の設置、歩道整備や転落防止柵の改修などを行います。 <事業の内容> ○森林教育イベントや自然観察ツアーの開催 ○森林教育フィールドの整備

事業の実施状況

区分	実施回数	備考
森林教育イベント・自然観察ツアーの開催	28回	参加人数350人 ※うち5回(46名参加)のイベント・ツアーにおいて、施設の整備体験を実施



<森林教育イベント>
参加者による植樹



<自然観察ツアー>
参加者自らが歩道の整備を体験

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	本事業で実施されている自然観察ツアーや森林教育イベントは、森林教育を推進していくうえで効果的である。また、参加者自らが自然公園の利用環境の整備に取り組むイベントは、県民の森林や自然公園への愛着を育む有効な取組であると考えられる。 一方、参加者が少ないツアーやイベントについては、開催場所や時期、広報手段などに工夫が必要である。県民が自然との共生を学ぶ場の創出に向けて、魅力的なツアーやイベントの開催に努めるとともに、ツアーやイベントの参加者だけでなく、県民にも広く事業の効果が波及するよう、積極的な情報発信等に取り組まれることを期待する。			

3 市町交付金事業

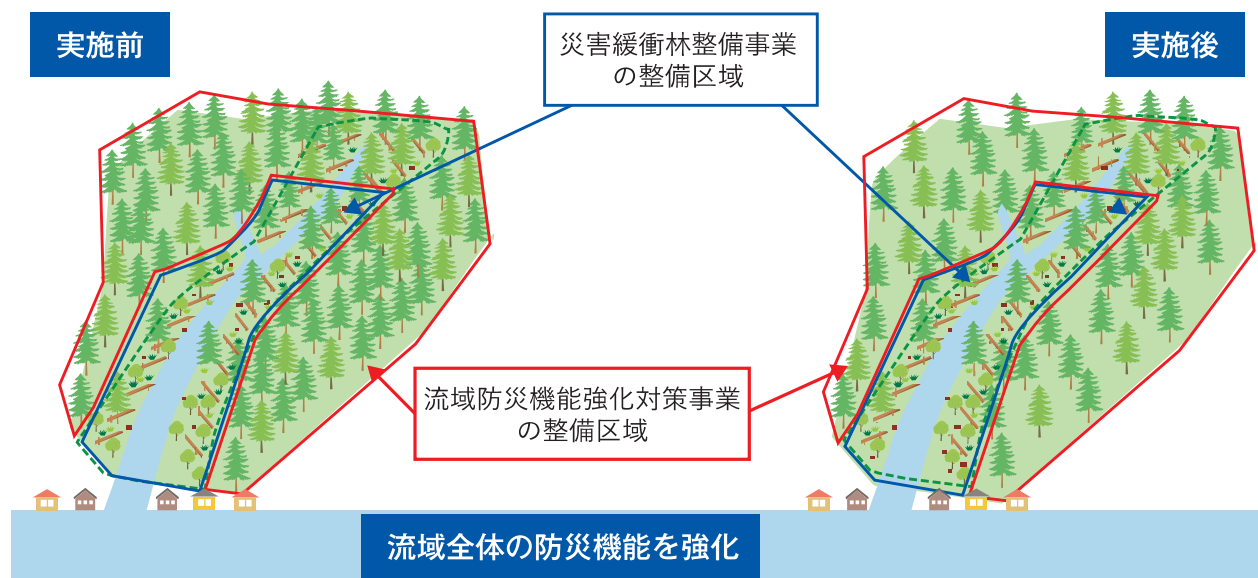
(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業

①流域防災機能強化対策事業

事業費	138,035,935円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
事業概要	人家等の保全対象から概ね2km以内の溪流沿いの森林であって、適正な管理がされておらず、流木や土砂の流出により下流に被害を及ぼす恐れがある森林を対象に、市町が、森林所有者と当該森林の管理及び施業方法等について定めた協定を締結したうえで、間伐等の森林整備を実施します。 <事業の内容> ○間伐等（災害緩衝林一体型） 県が実施する災害緩衝林整備事業の整備範囲の森林と一体的に整備することで、防災機能をより強化することができる森林を整備 ○間伐等（環境林・特定水源地域） 県ゾーニングが環境林、または三重県水源地域の保全に関する条例に規定する特定水源地域として指定されている森林を整備

事業の実施状況

実施市町数	整備面積	備考
12市町	（災害緩衝林一体型） 77.88ha （環境林・特定水源地域） 176.58ha	津市、松阪市、多気町、大台町、志摩市、度会町、大紀町、名張市、伊賀市、紀北町、熊野市、紀宝町



<流域防災機能強化対策事業イメージ>



＜根系や下層植生の発達を促す森林整備（度会町）＞

評価委員会の評価・提言

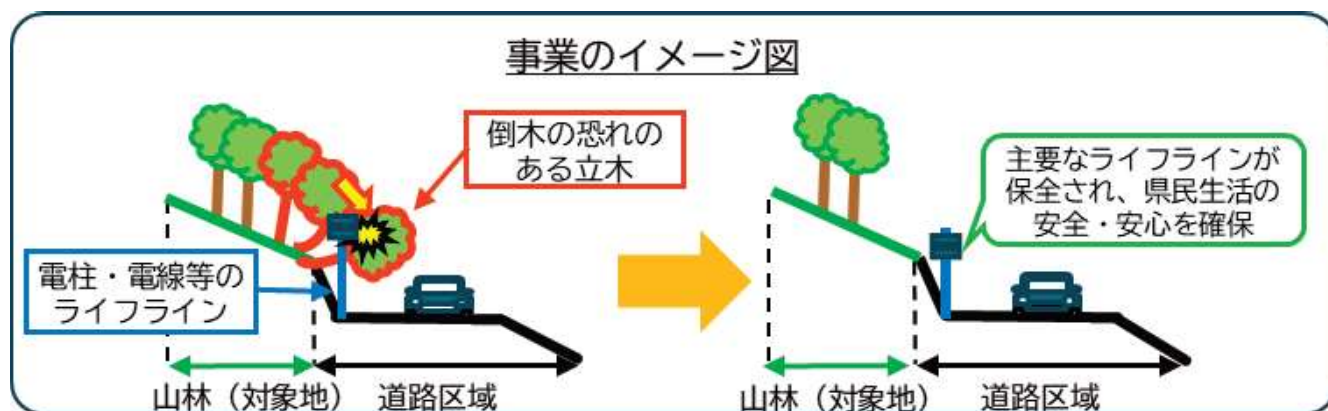
視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	当事業は、県営事業である「災害緩衝林整備事業」と一体的に取り組み、その周辺の森林を防災上、面的に整備することで、下層植生や根系の発達による減災効果が期待でき評価できる。 近年気候変動に伴う豪雨等により大規模災害が全国各地で発生している。今後も引き続き、治山ダムの設置など他の取組とも連携しながら、さらなる「災害に強い森林づくり」の推進に努められたい。			

②災害からライフラインを守る事前伐採事業

事業費	56,640,806円
基本方針	1 災害に強い森林づくり
対策区分	2 暮らしに身近な森林づくり
事業概要	台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採に、電力会社等と連携して取り組む市町に対して支援します。 ＜負担割合＞ ライフライン事業者1/2、県1/2 ＜事業の内容＞ ○伐採調査 事業の対象となる箇所において、伐採施工前に実施する施工範囲などの現地調査や、伐採対象木の所有者の確定、及び承諾交渉、また、図面及び設計根拠資料の作成等 ○伐採施工 事業の対象となる箇所における、配電線などのライフラインを寸断する恐れのある樹木や枝葉の伐採や集積等

事業の実施状況

実施市町数	伐採本数	備考
10市町	3,951本	四日市市、鈴鹿市、東員町、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、鳥羽市、度会町



<ライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採（鈴鹿市）>



<ライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採（度会町）>

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	当事業は、県民の暮らしを守るうえで重要であり、市町やライフライン事業者にとっても有効と考えられ評価できる。一方、樹木の伐採に伴い、山腹崩壊等による災害が発生することがないよう、現場状況に応じた伐採方法の工夫や広葉樹の植栽等の配慮が必要である。今後は県から積極的に技術的助言を行うなど、市町、ライフライン事業者との連携強化に努められたい。			

③県民参加の植樹祭事業〔新規〕

事業費	500,000円
基本方針	2 県民全体で森林を支える社会づくり
対策区分	4 森と人をつなぐ学びの場づくり
事業概要	県民が森林や木に親しみ、森づくり活動に関心や理解を深めてもらうことを目的に、植樹活動を行います。

事業の実施状況

区分	数量	備考
県民参加の植樹祭の開催	1回	令和6年10月5日（土）志摩市阿児町国府地内 参加人数 15名



＜県民参加の植樹祭＞
植樹祭の開催状況

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるが さらに工夫が必要である
提言	県民参加の植樹祭の開催は、自ら木を植える体験を通じて、県民の森林を慈しむ心を育み「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで有効であると考えられる。 令和13年招致予定の全国植樹祭へのさらなる気運醸成に向けて、植樹祭の開催にあたっては、広く県民に周知し参加者を募るとともに、開催後は植樹祭当日の様子や開催意義等について積極的な情報発信に努められたい。			

(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）事業

事業費	328,892,511円
基本方針	1、2
対策区分	1～5
事業概要	森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となる市町が、市町交付金を活用することで、地域の実情に応じて創意工夫して森林づくり等の施策を展開します。 <事業費の配分等> 1市町あたり500万円の均等配分と、森林面積配分、人口配分の3つの配分方法を組み合わせた「基本枠交付金」を交付します。（森林面積が100ha未満または森林率が10%未満である市町には、要望に基づき、5年間で900万円を上限に加算することができます。） 市町は、この交付金を財源に、県民税を活用した事業を行ううえでの3原則を満たし、森林環境譲与税と用途を棲み分けたうえで、地域の実情に応じた森林づくりなどに取り組みます。また、第3期の期間に実施する事業の財源に充てるための基金積立も交付の対象とします。

事業の実施状況

対策区分	市町数	事業数	事業費	備考
1	3市町	3事業	32,696,200円	
2	21市町	31事業	112,528,078円	
3	19市町	31事業	29,982,626円	
4	17市町	28事業	75,314,967円	
5	13市町	19事業	67,885,640円	基金活用額 42,618,122円
基金積立	3市		10,485,000円	
計	29市町	112事業	328,892,511円	



<対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり>
流倒木撤去事業（度会町）



<対策区分2：暮らしに身近な森林づくり>

暮らしを守る森林保全事業（鈴鹿市）

危険木伐採事業（伊賀市）



<対策区分3：森を育む人づくり>

森と木材のふれあい事業（森林づくり協議会）
（亀山市）

パートナーシップ協定に基づく森林環境教育事業
（津市）



<対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり>

保育園木育推進事業（松阪市）

木とふれあう保育環境づくり事業（尾鷲市）



<対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり>

ふるさとの木（名木古木）保存活用事業補助事業
（鈴鹿市）

森と野鳥の学びの場づくり事業
（尾鷲市）



<市町による県民税の周知取組状況>

イベント開催時における県民税 PR
（津市）

どんとこい大台祭りでの県民税 PR
（大台町）

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	市町が、地域の実情に応じて創意工夫しながら、県民にとって必要な事業に取り組まれていることは評価できる。また、木製品の導入にあわせた森林教育の実施や事後アンケートによる効果検証など、県民税の目的を達成するための工夫が増加してきていることも評価できる。 人家裏や通学路沿いにおける危険木の伐採を行う際は、山腹崩壊等による災害が発生することがないよう、現場の状況に応じた伐採方法の工夫や広葉樹の植栽等の配慮が必要である。今後は県から積極的に技術的助言を行うなど、市町との連携強化に努められたい。 施設の木造・木質化や木製品の導入にあたっては、木材利用の価値や魅力が実感できるよう工夫するとともに、森林づくりとのつながりが県民に伝わる取組の実施を徹底されたい。 また、各市町において効果的な情報発信が行われるよう助言を行うなど、市町との連携強化に努められたい。事業別実績書の作成にあたっては、評価に必要な情報を漏れなく記載するとともに、複数年にわたって実施する事業においては、事業の全体像や進捗状況を明らかにするなど、引き続き丁寧かつ分かりやすい資料づくりを徹底されたい。			

4 みえ森と緑の県民税制度運営事業

事業費	12,687,194円
基本方針	—
対策区分	—
事業概要	みえ森と緑の県民税を活用した事業実施後の評価等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」を運営するほか、みえ森と緑の県民税の認知度向上に向けて、さまざまな媒体を活用した情報発信に取り組みます。 <事業の内容> ○みえ森と緑の県民税評価委員会の運営 ○みえ森と緑の県民税に関する情報発信

事業の実施状況

区分	回数	備考
みえ森と緑の県民税評価委員会	3回	令和6年7月19日・令和6年9月18日 令和7年1月31日
事業成果発表会	1回	令和6年11月5日
オリジナルラジオ番組 FM三重「みえ森と緑の探検隊！」	13回	令和6年7月18日～10月10日
TVerにおけるPR動画表示回数	179,116回	令和7年1月1日～1月31日
中日新聞特集紙面	1回	令和6年10月12日
イベントブース出展	3回	令和6年8月25日 三重トヨペット感謝祭 令和6年10月12～13日 住まいと暮らしの総合フェア 令和6年12月15日 みえ環境フェア2024
CBCテレビ番組 「よしお兄さんの“みえ”推し！」	1回	令和6年11月27日
県政だよりみえ	1回	令和7年3月号
パネル展示	20回	県庁舎・市町庁舎・県有施設など
リーフレット・チラシ・ポスター 配架・掲示	随時	県内コンビニ・イオン・マックスバリュ・県庁舎等
Facebook「みんなで支える 森林づくり・三重」	随時	



<第1回みえ森と緑の県民税評価委員会>
令和5年度基金事業を評価



<事業成果発表会>
市町交付金事業の優良事例を発表



＜オリジナルラジオ番組＞
全13回放送



＜オリジナルラジオ番組＞
番組リスナーとのバスツアー開催



＜イベントブース出展＞ 住まいと暮らしの総合フェア



＜パネル展示＞ 県尾鷲庁舎



＜イベントブース出展＞ みえ環境フェア 2024

評価委員会の評価・提言

視点	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
提言	ラジオ、新聞、インターネットなどさまざまな媒体を活用し、さまざまな世代に届くよう工夫しながら普及啓発に取り組んでいることは評価できる。 一方、県民税の創設から10年以上が経過するなか、県民税の認知度は依然として低い状況にある。認知度向上に向けた普及啓発にあたっては、常に効果を検証し改善に向けた分析を実施しながら、より効果的に展開するとともに、県民税の必要性や成果を分かりやすく伝え、県民の理解や共感を得られるよう努められたい。			

第4 資料編

1 令和6年度基金事業の実績

[県営事業]

1. 災害に強い森林づくり推進事業

市町別総括表

市町名	災害緩衝林整備事業			土砂・流木緊急除去事業			備考
	危険木 除去 (m3)	調整伐 (ha)	工事費 (千円)	土砂除去 (m3)	流木除去 (m3)	工事費 (千円)	
四日市市	—	—	—	—	—	—	—
桑名市	—	—	—	—	—	—	—
鈴鹿市	20.0	1.76	4,275	—	—	—	完了
亀山市	279.0	16.24	30,423	—	—	—	完了
いなべ市	—	—	—	—	—	—	—
木曽岬町	—	—	—	—	—	—	—
東員町	—	—	—	—	—	—	—
菰野町	—	—	—	—	—	—	—
朝日町	—	—	—	—	—	—	—
川越町	—	—	—	—	—	—	—
津市	395.0	13.21	34,340	—	—	—	一部施工中
松阪市	284.0	7.18	32,188	—	—	—	施工中
多気町	—	—	—	—	—	—	—
明和町	—	—	—	—	—	—	—
大台町	668.0	4.55	40,939	—	—	—	一部施工中
伊勢市	—	—	—	—	—	—	—
鳥羽市	—	—	—	—	—	—	—
志摩市	—	—	—	—	—	—	—
玉城町	—	—	—	—	—	—	—
度会町	—	—	—	—	—	—	—
大紀町	10.7	8.14	15,227	—	—	—	完了
南伊勢町	42.6	14.82	24,895	—	—	—	一部施工中
名張市	—	—	—	—	—	—	—
伊賀市	521.9	39.65	73,926	—	—	—	完了
尾鷲市	—	—	—	—	—	—	—
紀北町	21.4	1.25	2,541	—	—	—	完了
熊野市	7.7	4.23	6,089	—	—	—	完了
御浜町	72.3	0.48	8,902	—	—	—	施工中
紀宝町	—	—	—	—	—	—	—
合計	2322.6	111.51	273,745	—	—	—	

(1) 災害緩衝林整備事業 実施箇所一覧表

市町	大字等	地区名	危険木除去 (m ³)	調整伐 (ha)	進捗状況
鈴鹿市	小岐須町	洞城	20.0	1.76	完了
亀山市	加太中在家	黒ヶ谷	118.0	2.40	完了
亀山市	加太中在家	イササカ谷	48.0	3.41	完了
亀山市	白木町	北河内	51.0	2.26	完了
亀山市	加太板屋	焼揚	62.0	8.17	完了
津市	榊原町	河内谷ほか	89.0	5.49	完了
津市	芸濃町河内	黒曾ほか	142.0	1.62	完了
津市	美杉町奥津	須郷谷ほか	78.0	3.04	完了
津市	美杉町奥津	須郷谷ほか2	86.0	3.06	施工中
松阪市	阿坂町	大谷	0.0	0.80	施工中
松阪市	大阿坂町	井戸谷	173.0	5.44	施工中
松阪市	伊勢寺町	吉後谷	82.0	0.94	施工中
松阪市	小片野町	ハシコ岩	29.0	0.00	施工中
大台町	小切畑	桧木谷	180.0	1.73	施工中
大台町	小切畑	楠坂	488.0	2.82	完了
大紀町	神原	樋ノ谷	0.0	2.94	完了
大紀町	神原	北野	10.7	5.20	完了
南伊勢町	内瀬	豆原	15.6	5.45	完了
南伊勢町	伊勢路	リュウゼ	27.0	9.37	施工中
伊賀市	下阿波	宮谷	110.3	17.62	完了
伊賀市	上阿波	口一ノ谷	50.7	1.96	完了
伊賀市	上阿波	井手谷	67.3	3.96	完了
伊賀市	諸木	滝谷1	183.1	6.73	完了
伊賀市	諸木	滝谷2	50.0	4.22	完了
伊賀市	高尾	津元	60.5	5.16	完了
紀北町	東長島	瀧ノ谷	21.4	1.25	完了
熊野市	育生町長尾	風呂谷	7.7	4.23	完了
御浜町	神木	野田ノ谷	72.3	0.48	施工中
合計	11市町	28箇所	2322.6	111.51	

※実績数量は、令和7年3月31日現在のものです。

(2) 効果検証にかかる調査・研究事業

令和6年度 災害に強い森林づくり推進事業

効果検証にかかる調査・研究事業 (林業研究所)

事業目的と検証内容

3期目(令和6～10年度)には、これまで未実施、あるいは継続検証が必要な下記の項目について効果検証を実施する。

□ 山腹部・・・調整伐による立木の成長促進、土砂流亡抑制効果に対して

効果検証が必要な事項

- ・土砂止の土砂流亡抑制効果は？・・・項目1
- ・立木の成長は促進されるか？・・・項目2

□ 溪岸部・・・調整伐による立木の成長促進に対して

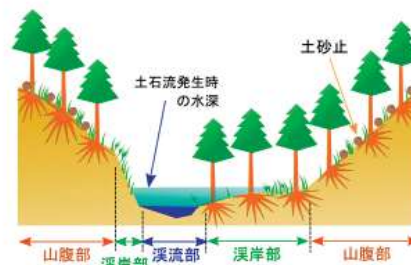
効果検証が必要な事項

- ・立木の成長は促進されるか？・・・項目2

□ 溪流部・・・危険木除去による流木発生抑制効果に対して

効果検証が必要な事項

- ・流木発生抑制効果は長期的に持続するか？・・・項目3



効果検証にかかる調査・研究

項目1 多様な条件下における土砂止設置効果の検証

土砂流亡抑制効果を検証するために

多様な条件下に設置された土砂止の効果発揮状況を調査するとともに、効率的かつ効果的な設置方法を明らかにする。



伐倒木を利用した土砂止の設置



土砂止の土砂捕捉量などの多点調査



固定試験地での追跡調査

効果の検証と、効率的かつ効果的な設置方法の検討

項目2 航空レーザ測量データを活用した目標径級への到達状況の検証

成長促進効果を検証するために

三重県などが実施した航空レーザ測量による森林資源解析データを活用し、過去に調整伐を実施した事業地における目標径級への到達状況を調査する。

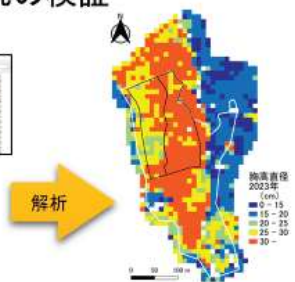


航空レーザ測量



単木単位の樹高、DBHなど推定

航空レーザ測量による森林資源解析(三重県などが実施)



事業地ごとに目標到達状況を解析

項目3 3次元点群測量による流木発生抑制効果の検証

危険木除去による長期的な流木発生抑制効果を検証するために

危険木を除去した溪流における流木など危険木発生状況を3次元点群測量により調査する。



整備前



危険木除去



整備後



その後?

項目1 多様な条件下における土砂止設置効果の検証(R6～10)

目的

過去に調整伐が行われた山腹部において、様々な条件下に設置された土砂止の効果の発揮状況を検証するとともに、効果的、効率的な土砂止設置方法を明らかにする。

方法

1期目、2期目の効果検証で実施した土砂移動量の調査から、土砂止を設置することで土砂移動量が減少すること、10年程度は効果が持続することを明らかにした。しかし、現場条件、接地状態(土砂止と地面との隙間の状態)によって効果の大きさが異なる可能性があり、これを明らかにすることや設置手間の軽減が課題として残されている。そのため、過去の事業地における多点調査により、多様な条件下において土砂止の設け状態、土砂止背後の土砂捕捉、表土侵食、林床被覆などを調査し、効果の発揮状況を明らかにする(図-1)。

また、効果が得られやすい設置条件の解明、効果的、効率的な土砂止設置方法の確立には、効果を発揮し始める時期や土砂止設置が効果を発揮するメカニズムを明らかにする必要があることから、土砂止を設置した直後の事業地に固定試験地を設け、土砂止背後の土砂捕捉や林床被覆の変化などを追跡調査する。

令和6年度に実施した内容

多点調査の調査地、調査方法の検討を行った。固定試験地については、令和5～6年度に事業が行われた津市、亀山市、松阪市、多気町、南伊勢町、伊賀市のスギ林5カ所、ヒノキ林5カ所に調査区を設定し(表-1、図-2)、各調査区内で調査対象の土砂止5～6基(延長2.6m～8.7m)を選定して、設定時の土砂止の延長、直径、腐朽度、土砂堆積状況、林床被覆(植生、堆積リター)などを調査した(図-3)。

今後の予定

過去の事業地における土砂止の効果発揮状況の多点調査を実施する。固定試験地の追跡調査を実施する。



図-1. 土砂止の効果発揮状況の多点調査



図-2. 固定試験地の位置

図-3. 固定試験地調査の状況

項目2 航空レーザ測量データを活用した 目標径級への到達状況の検証(R6～10)

目的

過去に調整伐が行われた事業地の山腹部、溪岸部における目標径級への到達状況を明らかにする。

方法

1期目、2期目の効果検証では、特定のモニタリングエリアにおいて航空レーザ測量、ドローン空撮により定期的なモニタリングを行い、成長量を解析することで広域的な成長傾向を明らかにするとともに現状把握を行うことができた。令和元年度からは三重県などにより県内の大半の森林域で航空レーザ測量が実施され、同時に測量成果を用いた森林資源解析も行われており、これらのデータを用いることで森林資源の現状把握を行うことができる。そのため、このデータを活用し、事業実施後に航空レーザ測量が行われた事業地において、航空レーザ測量時点での目標胸高直径（以下、DBH）30cmへの到達状況のマップ作成と解析を行うとともに、未到達箇所については、システム収穫表などを用いて今後の成長予測を行い、目標に達するまでに要する年数を明らかにする。

令和6年度に実施した内容

平成26年度から令和5年度までの事業地305カ所とこれまでの航空レーザ測量実施エリアの関係を整理したところ、解析可能な事業地（事業実施後に航空レーザ測量）は145カ所（全体の47%）であった（図-4）。次に、伊賀管内（伊賀市、名張市）と尾鷲管内（尾鷲市、紀北町）の平成26年度から令和5年度までの事業地、それぞれ32カ所と31カ所の外周をなぞり、事業地エリアをデータ化した。続いて、事業実施後に航空レーザ測量が実施された解析可能な伊賀管内25カ所、尾鷲管内22カ所の事業地について、単木情報を10m×10mメッシュ単位で集計した平均DBHの解析データを事業地エリアに重ね、目標到達度マップを作成するとともに、山腹部、溪岸部ごとの目標到達率（各事業地エリアの全メッシュに対する目標DBH30cmに達したメッシュの割合）の解析を行った（表-2、図-5）。到達率の平均値は伊賀管内が溪岸部80%、山腹部56%、尾鷲管内がそれぞれ32%、24%であった（表-2）。

今後の予定

引き続き、事業地エリアのデータ化、マップ作成と解析を行う。未到達箇所の到達年予測を名古屋大学との共同研究により実施する。

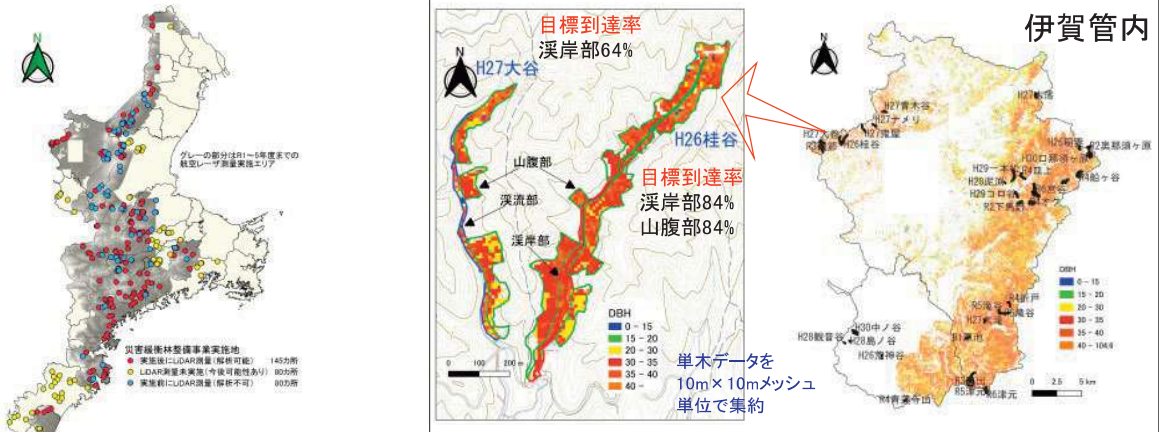


図-4. 平成26年度から令和5年度までの事業地と航空レーザ測量実施エリアの関係

表-2. 事業地における目標到達率
（目標DBH30cmに達したメッシュ割合）

a)伊賀管内 25カ所				
区分	平均	最低	最高	
溪岸部	80.1%	46.7%	100.0%	
山腹部	55.7%	23.5%	84.3%	

b)尾鷲管内 22カ所				
区分	平均	最低	最高	
溪岸部	31.9%	0.0%	63.6%	
山腹部	24.2%	2.5%	48.6%	

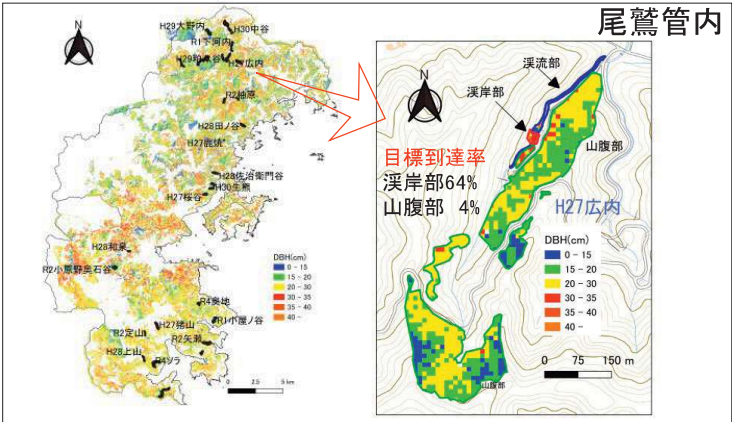


図-5. 解析結果から作成した目標到達度マップの例

項目3 3次元点群測量による流木発生抑制効果の検証(R6～10)

目的

溪流部で実施している危険木(倒流木)除去による長期的な流木発生抑制効果を検証する。

方法

2期目において平成26年度、27年度に危険木除去を行った溪流部の多点調査を実施し、著しい台風被害などがなければ除去効果は少なくとも3～6年間継続することが確認できた。さらに長期的かつ多くの現場で効果を検証するために、前回調査した平成26年度、27年度事業地の一部のほか、平成28年度以降の事業地から調査対象の溪流部を抽出し、倒流木の再発生状況を調査する。この調査を安全かつ効率的に進めるために、3次元点群測量による倒流木調査技術を開発し、この技術を多点調査に活用する。

また、2期目において、災害緩衝林整備事業を実施した溪流部において固定試験地を設置し、倒流木の再発生、流下、消失などのモニタリングを行った。引き続き、一部の試験地で追跡調査を実施し、危険木除去の効果を検証する。固定試験地調査は三重大学との共同研究で実施する。

令和6年度に実施した内容

3次元点群測量による倒流木調査技術を開発するために、森林3次元計測システムOWL(以下、OWL)、iPad Pro搭載LiDAR(以下、iLiDAR)、4K動画のSfM-MVS解析(以下、SfM)を用いた地上3次元計測技術による流木量調査の適否を検討した(図-6)。津市、伊賀市、亀山市の溪流で各方法により3次元点群データを取得し、点群処理ソフトで流木の直径と長さを推定した。OWLは点群密度が低く、流木の検出精度が低かった。iLiDAR、SfMは点群密度が高く、本数検出率85%程度、材積検出率70%程度であったが(表-3、図7)、SfMはデータ取得作業が煩雑で実用性が低く、iLiDARが最も流木量調査に適していた。しかし、流路幅の広い溪流への適用は不適であり、今後、より広範囲まで計測可能な移動式地上レーザ機器の使用も検討する必要がある。

2期目に設定した4カ所の固定試験地において、冬季の渇水期に追跡調査を行った。設定時から5、6年間、台風等による風倒被害や大出水はみられなかったことから、調査区間内の倒流木量にほとんど変化は認められなかった(図-8、図-9)。

今後の予定

流木量調査における広範囲計測可能な移動式地上レーザ機器の使用適否を検証する。開発した倒流木調査技術を用いて過去に危険木除去を行った溪流の多点調査を行う。固定試験地の追跡調査を引き続き実施する。



図-6. 地上3次元計測技術による流木量調査の比較検証

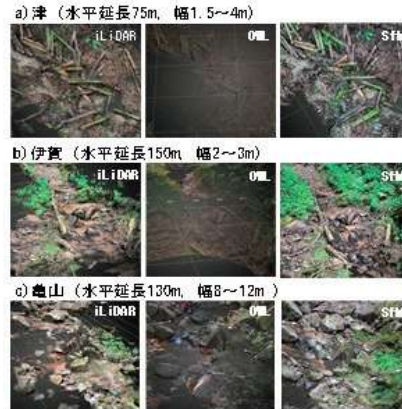


図-7. 各調査地で得られた3次元点群データ

表-3. 計測方法ごとの流木の本数と材積の検出精度

a) 本数検出率(%)			
調査地	津	伊賀	亀山
実測本数	61本	18本	14本
iLiDAR	86.9	83.3	85.7
OWL	73.8	66.7	85.7
SfM	86.9	88.9	100.0

b) 材積検出率(%)			
調査地	津	伊賀	亀山
実測材積計	1.15 m ³	0.47 m ³	0.49 m ³
iLiDAR	68.3	74.7	69.6
OWL	57.8	69.3	72.0
SfM	68.6	93.6	78.5

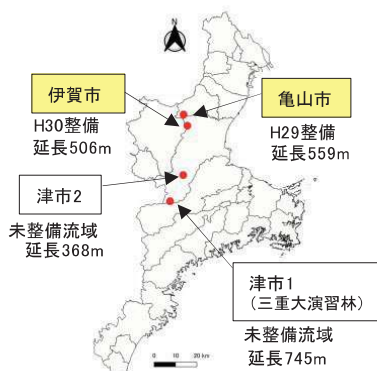


図-8. 固定試験地の位置と調査概要

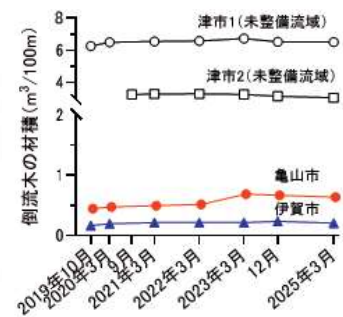


図-9. 倒流木材積の経年変化

2. 災害に強い森林再生事業

市町別総括表

市町名	森林防災機能 回復支援事業	森林再生力 強化対策事業	備考
四日市市			
桑名市			
鈴鹿市			
亀山市			
いなべ市			
木曽岬町			
東員町			
菰野町			
朝日町			
川越町			
津市		獣害防護柵 9,150m 獣害防護チューブ 930本	
松阪市		獣害防護柵 7,279m 獣害防護チューブ 10,014本	
多気町			
明和町			
大台町		獣害防護柵 2,366m 獣害防護チューブ 5,735本	
伊勢市			
鳥羽市			
志摩市			
玉城町			
度会町			
大紀町	植栽 0.69ha	獣害防護柵 2,327m	
南伊勢町			
名張市			
伊賀市			
尾鷲市		獣害防護柵 1,977m	
紀北町		獣害防護柵 12,168m	
熊野市		獣害防護柵 5,947m	
御浜町			
紀宝町			
パツファ等			
合計	植栽 0.69ha	獣害防護柵 41,214m 獣害防護チューブ 16,679本	

3. 森林情報基盤整備事業

市町別総括表

市町名	航空レーザ 測量 (ha)	森林資源 解析 (ha)	令和6年度末時点での進捗状況
四日市市			測量・解析一部完了
桑名市			測量・解析一部完了
鈴鹿市			測量・解析一部完了
亀山市			測量・解析一部完了
いなべ市			測量・解析一部完了
木曽岬町	—	—	民有林なし
東員町			未着手
菰野町			測量・解析一部完了
朝日町			未着手
川越町	—	—	民有林なし
津市	15,974	15,974	測量・解析一部完了
松阪市			測量・解析一部完了
多気町			測量・解析一部完了
明和町			未着手
大台町			測量・解析一部完了
伊勢市			未着手
鳥羽市			未着手
志摩市			未着手
玉城町			未着手
度会町			測量・解析完了
大紀町	748	748	測量・解析一部完了
南伊勢町	15,086	18,000	測量・解析一部完了
名張市		5,951	測量・解析完了
伊賀市		1,957	測量・解析完了
尾鷲市			測量・解析完了
紀北町			測量・解析完了
熊野市			測量・解析完了
御浜町			測量・解析完了
紀宝町			測量・解析完了
パツファ等			
合計	31,808	42,630	

4. 森を育む人づくりサポート体制整備事業

(1) みえ森林教育ビジョン推進事業

森林教育イベントの開催

イベント名	開催日	開催場所	参加者数
第3回森林教育シンポジウム	令和7年2月1日	三重県総合文化センター（津市）	186名
第11回みえの森フォトコンテスト	令和6年6月20日から 10月31日まで	県内	小学生 以下の部 39名 中学生 以上の部 95名
こども森の写真教室	令和6年7月28日	三重県総合博物館（津市）	親子 5組11名

森林教育プログラムの実践

講座名	開催日	開催場所	参加者数
みえ森林教育プログラムの発行			
「みえ森林教育ビジョン」の実現に向けた取組のさらなる推進に向けて、子どもから大人まで一貫した森林教育が受けられるよう、令和7年2月、「みえ森林教育プログラム」を発行・配布（小中学校、市町、森のせんせいなど818箇所）しました。			
子ども向け講座 1回			
ジュニアフォレスター 育成講座	令和6年12月14日 12月21日 12月22日	四日市市少年自然の家	8名
企業向け講座 2回			
SDGs時代の企業における森林 とのつきあい方について考える vol.4	令和6年10月4日 11月8日	速水林業大田賀山林（紀北町） ウッドピア松阪（松阪市）	10社 18名
	令和7年2月25日	三重県林業研究所（津市）	10社 10名
幼児教育関係者向け支援 3園			
みえ森林教育アドバイザー派遣	令和6年9月～令和7年 2月	坂部保育園（四日市市）	保育士 5名
		たいりん保育園（菟野町）	保育士 2名
		ことり保育園（四日市市）	保育士 5名
小学生向け冊子の発行			
森林教育の裾野の拡大のための取組として、児童が三重県の森林について知識を高め、関心を持つきっかけとなることを目的に、小学5年生の社会科に対応した副読本を発行・配布（345校）しました。 また、児童が三重県の森林について、より深い学びを得られるよう、小学校の学習指導要領に適合した小学5年生社会科と小学6年生理科の「みえ森林ワークブック」を配布（345校）しました。			

(2) みえ森づくりサポートセンター運営事業

森林教育への理解を深める講座の開催

講座テーマ	開催日	開催場所	参加人数
みえ森林教育講座 5回			
持続可能な森林自然の利活用	令和6年7月21日	三重県総合文化センター（津市）	17名
森林・林業	令和6年9月29日	吉田本家山林部、ひのき家研修室（大紀町）	9名
森づくり基礎	令和6年11月9日	三重県林業研究所、川口演習林（津市）	11名
木育入門	令和7年2月16日	三重県民の森（菰野町）	20名
現場視察	令和7年3月15日	(株)川口屋集材架線現場（松阪市）	13名
森のせんせい養成講座 4回			
NEAL リーダー編	令和6年11月23～24日 12月21～22日	松阪市森林公園 四日市市少年自然の家	7名
LEAF ローカルインストラクター編	令和6年7月28～29日	吉田本家山林部、ひのき家研修室（大紀町）	9名
木育インストラクター編	令和6年8月4日	三重県林業研究所（津市）	16名
自然保育編	令和6年11月19日	社会福祉法人ひよこ会 こっこ保育園ほか（四日市市）	18名
学校教職員森林環境教育研修 1回			
私たちの暮らしと森林の役割	令和6年7月26日	三重大学教育学部（津市）	17名

森林教育指導者の育成

講座テーマ	開催日	開催場所	参加人数
森の学校 21回			
森の贈り物 ～木の実で遊ぼう	令和6年4月21日	松阪市森林公園	36名
私の小さなイスづくり	令和6年5月19日	みえこどもの城（松阪市）	53名
自然観察とネイチャーゲーム	令和6年5月19日	みえこどもの城（松阪市）	50名
ヒノキのポンポンづくり	令和6年7月7日	松阪市森林公園	46名
木の時計づくり	令和7年8月18日	イオンモール四日市北（四日市市）	75名
木のストラップづくり	令和6年10月6日	三重県営サンアリーナ（伊勢市）	130名
ヒノキのボールペンづくり	令和6年10月20日	松阪市森林公園	25名
自然観察会 ～小鳥の歌	令和6年10月20日	松阪市森林公園	15名

講座テーマ	開催日	開催場所	参加人数
木のペンダントづくり	令和6年10月26日	松阪農業公園ベルファーム（松阪市）	60名
ヒノキのポンポン、ボールペンづくり	令和6年10月27日	三重県立鈴鹿青少年センター（鈴鹿市）	60名
マイ箸づくり	令和6年11月2日	農林水産まつり（津市）	59名
木の実のクラフトづくり	令和6年11月23日	つ・環境フェスタ（津市）	30名
ブックシェルフをつくろう	令和6年12月1日	みえこどもの城（松阪市）	26名
自然観察会 ～冬支度をする生き物たち	令和6年12月1日	みえこどもの城（松阪市）	36名
樹木医の樹木観察	令和6年12月7日	林業研究所一般公開デー（津市）	17名
ヒノキのボールペンづくり	令和6年12月7日	林業研究所一般公開デー（津市）	42名
ネイチャーゲーム ～自然と遊ぼう	令和6年12月8日	松阪市森林公園	16名
ヒノキのポンポンづくり	令和6年12月14日	四日市市環境フェア	42名
横山で樹名板をつくろう	令和7年3月8日	創造の森横山（志摩市）	9名
三重県の木でイスをつくろう	令和7年3月22日	イオンモール東員（東員町）	32名
木の実で遊ぼう	令和7年3月29日	イオンモール四日市北（四日市市）	62名

学校現場等における森林教育活動の支援

開催場所	開催日	内容
森林教育出前授業 11回		
星見ヶ丘学童保育所 太陽の子 （桑名市）	令和6年8月1日	・森のおはなし（森林のはたらきとわたしたちの暮らし） ・丸太切り体験・コースターづくり
栗真小学校・ 一身田中学校国児分校 （津市）	令和6年8月19日	・森のおはなし（樹木の特性と生活とのつながり） ・敷地内の木でスプーンづくり
大河内小学校 （松阪市）	令和6年9月10日	・実験（森の土の保水力・浄化力） ・ワークショップ（周囲を流れる川と山の関係）
上御糸小学校 （明和町）	令和6年9月20日	・実験（森の土の保水力・浄化力） ・ワークショップ（保水力・浄化力のある土をつくるための森づくり）
修道小学校 （伊勢市）	令和6年10月18日	・森のおはなし（わたしたちの暮らしを支える森と森を守る仕事） ・丸太切り体験・木のマグネットづくり
小俣小学校 （伊勢市）	令和6年12月11日	・森のおはなし（林業と森林のはたらき） ・チェーンソーによる丸太切りの見学 ・箸づくり体験
大紀小学校 （大紀町）	令和6年7月5日	・森のおはなし（地域の林業活動） ・丸太切り体験・コースターづくり

開催場所	開催日	内容
加茂小学校 (鳥羽市)	令和7年2月20日	・森のおはなし(身近な里山の姿と森のはたらき) ・箸づくり体験
皇學館中学校 (伊勢市)	令和6年9月12日	・森のおはなし(林業とわたしたしの暮らしとの関わり と、林業の抱える課題) ・足場丸太加工、丸太切り体験、コースターづくり
明野小学校 (伊勢市)	令和6年11月12日	・教科書に出てくる葉っぱやどんぐりを探す体験を通して、 自然の姿の違いに気づく
宮前小学校 (松阪市)	令和6年10月3日	・実験(森の土の保水力・浄化力) ・ゲームを通して、森にはいろんな形や香りの葉っぱの木 があることを知る
ミエトイ・キャラバン 10回		
松阪市森林公園	令和6年4月21日	
菰野町体育センター	令和6年5月25日	
菰野町体育センター	令和6年5月26日	
松阪市森林公園	令和6年7月7日	
志摩市阿児アリーナ	令和6年10月5日	
三重県営サンアリーナ (伊勢市)	令和6年10月6日	
松阪市森林公園	令和6年10月20日	
氏郷まつり (松阪市)	令和6年11月3日	
三重県林業研究所 (津市)	令和6年12月7日	
松阪市森林公園	令和6年12月8日	

(3) みえ森林教育ステーション整備事業

三重県民の森「みえ森林教育ステーション」の運営

イベント名	開催日	参加人数
三重県民の森「みえ森林教育ステーション」利用者数 11,389名		
森林教育イベントの開催		
春さんぽ	令和6年4月12日	14名
芝生広場で絵本ライブ!	令和6年4月28日	129名
森の素材でデッサンに挑戦	令和6年5月18日	16名
押し花でオリジナル小物づくり	令和6年6月14日	23名
押し花でオリジナル小物づくり	令和6年6月15日	21名
おもちゃ広場	令和6年7月6日	41名
親子でリトミック	令和6年8月24日	34名
木のボールプールで遊ぼう!	令和6年9月13日~25日	436名
イモムシの絵本「へんしん」読み聞かせ会	令和6年10月20日	28名

イベント名	開催日	参加人数
みんなでつくろうクリスマスツリー	令和6年11月24日	56名
おもちゃ広場	令和6年12月7日	27名
押し花でメッセージカードづくり	令和7年2月14日	28名

認定No.	施設名
みえ森林教育ステーションの認定 11施設	
30	FUJIHUB（いなべ市）
31	宇賀溪観光案内所 竜のコバ（いなべ市）
32	子育て応援広場 はぐはぐ（津市）
33	津市たるみ子育て交流館
34	北勢子育て支援センター すこやかランド（いなべ市）
35	大紀町地域子育て支援センター きらり
36	大紀町地域子育て支援センター すくすく
37	笠間子育て支援センター 遊・友・YOU・チャイルド（いなべ市）
38	藤原子育て支援センター つくしんぼ（いなべ市）
39	石榑子育て支援センター はっぴい・はあと（いなべ市）
40	員弁子育て支援センター なかよしひろば（いなべ市）

5. みんなで取り組む三重の森づくり推進事業

みえの森づくりポスターコンクール

イベント名	応募期間	開催場所	応募人数
令和6年度みえの森づくり ポスターコンクール	令和6年6月18日から 9月5日まで	県内	小学生 68名 中学生 249名

森林フェスタ

イベント名	開催日	開催場所	来場者数
みえ森林フェスタ2024志摩	令和6年10月5日	志摩市阿児アリーナ	1,564名

みえの森づくりネットワーク

会員数	会員内訳
69団体	企業：8 NPO：14 関係団体：19 行政：28

6. 生物多様性推進事業

自然環境保全活動

対象種	活動時期	実施内容
マメナシ	令和6年4、9、12月	保全活動団体、専門家とともに調査及び保全活動を実施
ギフチョウ	令和6年4月	保全活動団体とともに調査を実施
アゼオトギリ	令和6年6月	保全活動団体、専門家とともに保全活動を実施
マイヅル テンナンショウ	令和6年6月	保全活動団体とともに調査を実施
ウシモツゴ	令和6年5、6、7、10、11月	保全活動団体とともに調査及び保全活動を実施
ため池の外来種	令和6年9月	保全活動団体とともに駆除活動を実施

7. 森林とふれあう自然公園環境整備事業

公園名	施設名	実施 場所	実施日	参加 人数	内容
自然観察ツアー・森林教育イベントの開催 28回（参加人数350名）					
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	伊勢市	令和6年5月11日	9名	自然観察ツアー （二見ウォーキング）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和6年6月8日	9名	自然観察ツアー （菅島ウォーキング）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和6年7月6日	9名	自然観察ツアー （磯部ウォーキング）
伊勢志摩国立公園	鵜倉園地	南伊勢町	令和6年7月27日	18名	自然観察ツアー （星空観察会）
鈴鹿国定公園	御在所岳園地	菰野町	令和6年9月8日	47名	森林教育イベント （植樹体験）
伊勢志摩国立公園	横山園地	志摩市	令和6年9月8日	19名	自然観察ツアー （横山キノコ監察会）
伊勢志摩国立公園	横山園地	志摩市	令和6年9月21日	5名	自然観察ツアー （横山ウォーキング）
吉野熊野国立公園	大杉谷 登山歩道	大台町	令和6年9月28～29日	5名	自然観察ツアーと歩道整備・ゴミ 拾い※
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和6年10月12日	13名	自然観察ツアー（神島ウォーキン グと海女さんふれあい体験）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和6年10月20日	13名	自然観察ツアー（神島ウォーキン グとアサギマダラ観察）
室生赤目青山 国定公園	東海自然歩道	伊賀市	令和6年11月8日	7名	森林教育イベント （歩道作設体験・自然観察）
吉野熊野国立公園	大杉谷 登山歩道	大台町	令和6年11月12～13日	2名	自然観察ツアーと歩道整備・ゴミ 拾い※
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和6年11月16日	5名	自然観察ツアー （加茂ウォーキング）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和6年11月17日	7名	自然観察ツアー （伊勢志摩の地層の成り立ち）
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和6年11月23・24日	17名	フォトフレームづくり

公園名	施設名	実施場所	実施日	参加人数	内容
伊勢志摩国立公園	鶺鴒園地	南伊勢町	令和6年11月30日	18名	自然観察ツアー (星空観察会)
奥伊勢宮川峡県立 自然公園	奥伊勢 フォレストピア	大台町	令和6年12月1日	15名	森林教育イベント (自然体感型ウォークラリー)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	南伊勢町	令和6年12月7日	16名	自然観察ツアー (五ヶ所ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	伊勢市	令和6年12月15日	6名	自然観察ツアー (宇治岳道ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和6年12月22日	12名	自然観察ツアー (京路山に登ろう)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	志摩市	令和7年1月11日	18名	自然観察ツアー (御座ウォーキング)
公園区域外	上野森林公園	伊賀市	令和7年2月1日	22名	森林教育イベント※ (大工体験)
伊勢志摩国立公園	横山園地	志摩市	令和7年2月2日	8名	森林教育イベント (草木染教室)
公園区域外	近畿自然歩道	伊勢市	令和7年2月8日	9名	自然観察ツアー (倉田山ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	南伊勢町	令和7年2月22日	13名	自然観察ツアー (棚橋ウォーキングと塩づくり)
公園区域外	三重県民の森	菰野町	令和7年3月8日	7名	森林教育イベント※ (大工体験)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	伊勢市	令和7年3月8日	11名	自然観察ツアー (朝熊岳道ウォーキング)
伊勢志摩国立公園	横山園地	志摩市	令和7年3月8日	10名	森林教育イベント※ (樹木の学習会、樹名板づくり)

※は、施設の整備体験を実施したもの

〔市町交付金（連携枠）事業〕

市町別総括表

市町	流域防災機能強化対策事業				災害からライフライン を守る事前伐採事業		県民参加の 植樹祭事業	連携枠 交付額 合計 (円)	
	災害緩衝林一体型		環境林・特定水源地域		合計 (円)	伐採数 (本)	交付額 (円)		
	面積 (ha)	交付額 (円)	面積 (ha)	交付額 (円)					
四日市市						267	5,182,650		5,182,650
桑名市									
鈴鹿市						11	2,266,440		2,266,440
亀山市									
いなべ市									
木曽岬町									
東員町						調査一式	1,100,000		1,100,000
菰野町						13	731,583		731,583
朝日町									
川越町									
津市			54.87	30,405,100	30,405,100	131	5,169,133		35,574,233
松阪市	8.57	4,999,500			4,999,500	1,183	10,000,000		14,999,500
多気町	7.10	3,000,000			3,000,000	788	9,225,000		12,225,000
明和町									
大台町	25.12	11,250,000	46.70	31,456,000	42,706,000	937	18,767,000		61,473,000
伊勢市									
鳥羽市						25	1,617,000		1,617,000
志摩市			11.12	4,000,000	4,000,000			500,000	4,500,000
玉城町									
度会町			13.57	7,270,000	7,270,000	596	2,582,000		9,852,000
大紀町	11.93	6,200,000			6,200,000				6,200,000
南伊勢町									
名張市			11.91	4,400,000	4,400,000				4,400,000
伊賀市			38.41	18,348,000	18,348,000				18,348,000
尾鷲市									
紀北町	6.04	4,232,135			4,232,135				4,232,135
熊野市	18.20	11,475,200							11,475,200
御浜町									
紀宝町	0.92	1,000,000							1,000,000
計	77.88	42,156,835	176.58	95,879,100	138,035,935	3,951	56,640,806	500,000	195,176,741

[市町交付金（基本枠）事業]

市町別総括表

市町	事業 (件)	交付額			基金活用額(円)
		現年活用額(円)	基金積立額(円)	合計(円)	
四日市市	4	19,298,000	0	19,298,000	0
桑名市	3	6,229,000	6,735,000	12,964,000	27,862,959
鈴鹿市	8	15,891,189	0	15,891,189	0
亀山市	7	9,683,092	0	9,683,092	0
いなべ市	4	10,908,000	0	10,908,000	0
木曽岬町	1	7,000,000	0	7,000,000	0
東員町	3	5,835,000	0	5,835,000	0
菰野町	3	4,449,337	0	4,449,337	0
朝日町	3	15,033,000	0	15,033,000	0
川越町	4	4,067,000	0	4,067,000	0
津市	5	28,824,424	0	28,824,424	0
松阪市	5	24,773,000	0	24,773,000	0
多気町	2	7,734,000	0	7,734,000	0
明和町	3	6,694,000	0	6,694,000	0
大台町	3	12,800,000	0	12,800,000	0
伊勢市	2	14,774,000	0	14,774,000	0
鳥羽市	2	7,579,000	750,000	8,329,000	0
志摩市	4	10,232,000	0	10,232,000	0
玉城町	2	3,498,179	0	3,498,179	0
度会町	3	6,004,000	0	6,004,000	0
大紀町	3	11,000,000	0	11,000,000	14,755,163
南伊勢町	3	11,426,000	0	11,426,000	0
名張市	8	8,174,650	3,000,000	11,174,650	0
伊賀市	8	18,311,578	0	18,311,578	0
尾鷲市	8	8,953,162	0	8,953,162	0
紀北町	4	10,972,000	0	10,972,000	0
熊野市	2	13,715,900	0	13,715,900	0
御浜町	2	6,977,000	0	6,977,000	0
紀宝町	3	7,571,000	0	7,571,000	0
合計	112	318,407,511	10,485,000	328,892,511	42,618,122

対策区分別事業費及び事業数

対策 区分	対策内容	活用額（円）			事業数（事業）		
		H26～H30	R1～R5	R6	H26～ H30	R1～ R5	R6
1	土砂や流木による被害を出さない森林づくり	49,866,157	133,357,197	32,696,200	14	16	3
2	暮らしに身近な森林づくり	635,878,895	847,627,143	112,528,078	141	218	31
3	森を育む人づくり	423,275,715	110,337,834	29,982,626	158	137	31
4	森と人をつなぐ学びの場づくり	1,168,678,649	496,307,937	75,314,967	155	131	28
5	地域の身近な水や緑の環境づくり	207,975,329	250,067,019	110,503,762	54	80	19
合計		2,485,674,745	1,837,697,130	361,025,633	522	582	112

※活用額には基金活用分も含めます。

市町別事業実績

（１）四日市市

対策 区分	事業名	事業内容	交付額 （円）	基金活用額 （円）
2	危険木等除去支援事業	自治会等が実施する、道路沿いの危険木の伐採等に対する支援	151,000	
2	里山・竹林環境保全支援事業	活動団体等が実施する、里山や竹林の整備に対する支援	1,129,000	
4	一般備品整備事業(小学校)	市が実施する、小学校図書室への木製備品（机、椅子）の導入	9,398,400	
4	一般備品整備事業(中学校)	市が実施する、中学校図書室への木製備品（机、椅子）の導入	8,619,600	
計			19,298,000	



＜里山・竹林環境保全支援事業＞
活動団体による里山・竹林整備、森林教育活動などを支援

(2) 桑名市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
5	播磨2号緑地里山整備事業	市が実施する、里山の散策路整備等	534,000	
5	竹林環境整備事業	活動団体が実施する、竹林の整備や竹の活用推進に対する支援	5,695,000	
5	多度山ハイキングコース安全性・快適性向上事業	市が実施する、多度山ハイキングコースの整備		27,862,959
	基金積立		6,735,000	
計			12,964,000	27,862,959



＜播磨2号緑地里山整備事業＞
里山の除伐、下刈

(3) 鈴鹿市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	森林・竹林環境保全促進事業	市が実施する、樹木をチップ化する機材の購入と貸出	2,357,860	
2	暮らしを守る森林保全事業	市が実施する、海岸林や人家周辺の病害虫被害木の伐採と病害虫の防除	3,446,958	
3	里山保全ボランティア育成事業	市が実施する、里山保全を担う人材の育成	335,857	
3	森と緑の生涯学習講座	市が実施する、公民館での「森と緑の生涯学習講座」の開催	790,335	
3	緑に親しむ記念樹配布事業	市が実施する、植木まつり会場での記念樹・木製プレート配布とアンケート調査	522,608	
4	鈴鹿市立白子中学校図書室用木製品設置及び森林教育推進事業	市が実施する、中学校図書室への木製備品（机、椅子）の導入と森林教育	4,765,857	
5	ふるさとの木（名木古木）保存活用事業補助事業	自治会が実施する、地域のシンボルとなっている樹木の診断及び治療等に対する支援	2,375,857	
5	緑と人を育む長太の大楠再生プロジェクト	市が実施する、地域のシンボルツリーである長太の大楠の治療等	1,295,857	
計			15,891,189	



＜鈴鹿市立白子中学校図書室用木製品設置及び森林教育推進事業＞

県産材の机・椅子を導入

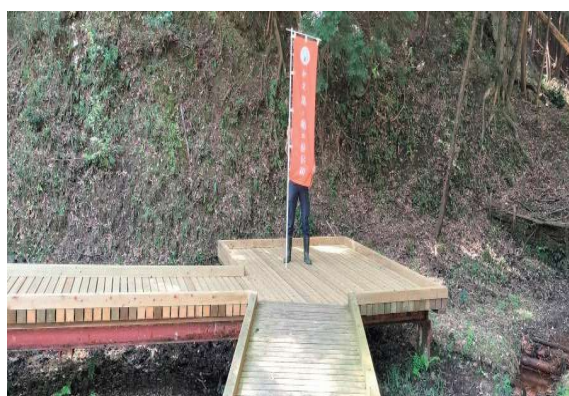
県産材の机・椅子の導入にあわせた森林教育授業と生徒によるグループワーク

(4) 亀山市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
3	森と木材のふれあい事業 (森林づくり協議会)	協議会が実施する、イベントや講座の開催に対する支援	1,000,000	
3	森と木材のふれあい事業 (森の講座)	市が実施する、森の講座の開催	498,300	
3	森と木材のふれあい事業 (竹あかり製作)	市が実施する、竹を活用した展示製作やワークショップの開催	4,840,000	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備事業 (森林公園やまびこ)	市が実施する、森林公園の八橋の補修	305,470	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備事業 (鈴鹿峠自然の家)	市が実施する、鈴鹿峠自然の家における木製備品(机)の導入	938,322	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備事業 (総合保健福祉センターあいあい)	市が実施する、総合保健福祉センターにおける木製備品(机・椅子)の導入	1,298,000	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備事業 (関認定こども園アスレ)	市が実施する、こども園における木製キッズハウスの設置	803,000	
計			9,683,092	



＜森と木材のふれあい事業(森の講座)＞
参加者による木こり体験



＜森林環境教育・木育が行える場の整備事業
(森林公園やまびこ)＞
八橋の補修

(5) いなべ市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木の除去事業	自治会等が実施する、通学路や人家裏における危険木伐採への支援	3,479,748	
2	里山竹林環境保全支援事業	活動団体等が実施する、里山や竹林整備への支援	4,297,160	
3	中学校卒業記念品配布事業	市が実施する、市産材で作成した記念品(箸)の中学校卒業生への配布	914,650	
3	自然環境保全事業	市が実施する、森林を活用した体験活動の実施	2,216,442	
計			10,908,000	



＜里山竹林環境保全支援事業＞
活動団体による里山・竹林整備などを支援



＜中学校卒業記念品配布事業＞
卒業にあわせ市産材の箸を配布

(6) 木曽岬町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
5	暮らしを守る緑保全事業	町が実施する、クビアカツヤカミキリによる被害から桜並木を保全するための取組	7,000,000	
計			7,000,000	



＜暮らしを守る緑保全事業＞
桜並木の保全活動（樹幹散布、注入）

(7) 東員町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐倒等業務	町が実施する、人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等	2,293,000	
3	森林教育授業	町が実施する、小学生や町民を対象とした森林教育	273,000	
4	公共施設等の備品等購入	町が実施する、町有施設における木製備品の導入	3,269,000	
計			5,835,000	



＜森林教育授業＞
シイタケの菌打ち体験



＜公共施設等の備品等購入＞
子育て支援相談室への木製玩具の導入

(8) 菰野町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	病虫害被害木伐採搬出事業	土地所有者等が実施する、病虫害による被害木の伐採等への支援	159,000	
4	幼児期から木に親しむ木育推進事業	町が実施する、幼保園における木製遊具等の導入	1,890,337	
4	保育所等木製遊具購入補助事業	私立保育所が実施する、木製遊具等の導入への支援	2,400,000	
計			4,449,337	



＜幼児期から木に親しむ木育推進事業＞
木製玩具の導入



＜保育所等木製遊具購入補助事業＞
木製ベンチの設置

(9) 朝日町

対策 区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	里山・竹林環境保全支援事業 (あさひ竹プロジェクト)	活動団体が実施する、里山や竹林整備への支援	450,000	
3	森林環境教育事業 (あさひ竹プロジェクト)	町が実施する、竹を活用したさまざまなイベントの開催	47,000	
5	教育文化施設ビオトープ 再生整備事業	町が実施する、教育文化施設内におけるビオトープの再生整備	14,536,000	
計			15,033,000	



＜里山・竹林環境保全支援事業
(あさひ竹プロジェクト)＞
整備箇所での親子たけのこ掘り体験



＜森林環境教育事業（あさひ竹プロジェクト）＞
町民主体で設置された竹の花挿し（東海道沿い）

(10) 川越町

対策 区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
3	小中学校自然教室	町が実施する、小中学生を対象とした自然教室の実施	1,368,000	
4	川越南小学校 図工室机・椅子購入	町が実施する、川越南小学校の図工室への木製備品（机・椅子）の導入	1,610,000	
4	川越北小学校 多目的用木製机整備事業	町が実施する、川越北小学校への木製備品（多目的用机）の導入	539,000	
4	川越幼稚園 屋外用木製机整備事業	町が実施する、川越幼稚園への木製備品（屋外机）の導入	550,000	
計			4,067,000	



＜小中学校自然教室＞
自然観察



＜川越南小学校図工室机・椅子購入＞
県産材の机・椅子を導入

(11) 津市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
1	津市林地残材搬出促進事業	事業体等が実施する、未利用間伐材の搬出に対する支援	27,705,800	
3	夏休み森と緑の親子塾開催事業	市が実施する、親子（小学生）を対象とした木工体験や林業体験	257,180	
3	パートナーシップ協定に基づく森林環境教育事業	パートナーシップ協定者が実施する、市民を対象とした丸太切り体験、木工教室等	169,544	
3	美里水源の森「林業体験」事業	協議会が実施する、美里水源の森における林業体験への支援	242,000	
4	子育て支援センターにおける木育環境整備事業	市が実施する、子育て支援施設における木製遊具等の導入	449,900	
計			28,824,424	



＜夏休み森と緑の親子塾開催事業＞
丸太の皮むき体験



＜美里水源の森「林業体験」事業＞
木製鳥の巣箱づくり体験

(12) 松阪市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	里山の森林安全安心対策事業	市が実施する、集落や公共施設周辺の危険木の伐採等	15,268,000	
3	松阪の木魅力発信活動事業	活動団体が実施する、イベントにおける森林教育と木工製品作製への支援	13,000	
4	森林環境学習事業	市が実施する、小学校の一部木質化と森林教育	2,992,000	
4	保育園木育推進事業	市が実施する、こども園における木製備品の導入と木育絵本の読み聞かせ	2,000,000	
5	都市公園整備事業	市が実施する、都市公園内への東屋の設置	4,500,000	
計			24,773,000	



小学校廊下の木質化



＜森林環境学習事業＞

小学校廊下の木質化にあわせた森林教育授業

(13) 多気町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
3	木とふれあう教育支援事業	町が実施する、小学校における木工体験と森林教育	100,000	
4	木とふれあう環境づくり事業	町が実施する、小学校や保育園などへの木製備品の導入	7,634,000	
計			7,734,000	



＜木とふれあう教育支援事業＞
小学校での木工体験



＜木とふれあう環境づくり事業＞
木製書架の導入と森に関わる絵本の読み聞かせ

(14) 明和町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	松林整備事業	町が実施する、海岸沿いの松林における病虫害被害木の伐採等	1,394,000	
4	学校木製備品購入事業	町が実施する、小学校における木製机・椅子の導入	5,000,000	
5	木造施設等設置事業	町が実施する、斎宮きららの森における木製遊具の整備	300,000	
計			6,694,000	



＜松林整備事業＞
松くい虫防除に向けた薬剤の散布



＜木造施設等設置事業＞
斎宮きららの森における木製遊具
「ゆらゆら丸太渡り」の設置

(15) 大台町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	集落周辺等危険木伐採事業	町が実施する、集落周辺や人家裏の危険木の伐採等	12,080,000	
3	森林環境教育事業①	町が実施する、地元高校生によるキノコ栽培の体験学習や森林教育	490,000	
3	森林環境教育事業②	町が実施する、小学生を対象とした木工体験と森林教育	230,000	
計			12,800,000	-



＜森林環境教育事業①＞
高校生のキノコ栽培体験



＜森林環境教育事業②＞
小学校での染織体験（樹木染め）

(16) 伊勢市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	森林整備事業	市が実施する、海岸沿いの松林における病害虫被害木の伐採、地上散布、樹幹注入等	13,489,200	
4	絆の森整備事業	市が実施する、絆の森におけるウッドデッキの再整備	1,284,800	
計			14,774,000	



＜森林整備事業＞
松くい虫防除に向けた薬剤の散布



＜絆の森整備事業＞
ウッドデッキのリニューアル

(17) 鳥羽市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐採事業	市が実施する、市民生活に支障をきたす恐れがある危険木の伐採	1,585,000	
2	危険木伐採事業費補助金事業	自治会等が実施する、危険木伐採への支援	5,994,000	
	基金積立		750,000	
計			8,329,000	



実施前



実施後

＜危険木伐採事業費補助金事業＞
自治会等が主体的に行う危険木伐採を支援

(18) 志摩市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	樹木伐採事業	市が実施する、道路沿いの危険木の伐採	4,000,000	
2	松くい虫防除事業	市が実施する、海岸沿いの松林における病害虫被害木の伐採等	3,482,702	
3	森と緑ふれあい事業	市が実施する、森林体験学習	949,298	
4	磯部ふれあい公園東屋設置工事	市が実施する、磯部ふれあい公園における東屋の設置	1,800,000	
計			10,232,000	-



＜松くい虫防除事業＞
松くい虫防除に向けた薬剤の散布



＜森と緑ふれあい事業＞
「みえ森林フェスタ 2024 志摩」における
木工教室の開催

(19) 玉城町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
3	森林環境教育・木育事業	町が実施する、保育所や小学校における森林教育	528,179	
3	森林環境教育事業 (森林教育イベント)	町が実施する、森林をテーマとしたパネルディスカッションやイベントの開催	2,970,000	
計			3,498,179	



<森林環境教育・木育事業>
保育所における木育活動



<森林環境教育事業（森林教育イベント）>
森林教育イベントの開催

(20) 度会町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
1	流倒木撤去事業	町が実施する、溪流沿いの流倒木の伐採・除去	990,000	
3	森林環境教育推進事業	町が実施する、保育所や小中学校における森林教育	863,000	
4	木材とふれあう場づくり推進事業	町が実施する、保育所等における木製遊具の導入	4,151,000	
計			6,004,000	



<森林環境教育推進事業>
中学校での森林教育授業



<木材とふれあう場づくり推進事業>
保育所への木製遊具の導入

(21) 大紀町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
1	溪流倒木等処理事業	町が実施する、山間部溪流沿い等の倒木や流木の除去	4,000,400	
2	生活環境林整備事業	町が実施する、公共施設や通学路沿い等の危険木の伐採	3,999,600	
5	大平つつじ山整備事業	町が実施する、大平山つつじ山における環境整備（下刈、遊歩道整備）	3,000,000	14,755,163
計			11,000,000	14,755,163



＜溪流倒木等処理事業＞
溪流内流木の除去



＜生活環境林整備事業＞
キャンプ場に隣接する危険木の除去

(22) 南伊勢町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木除去事業	町が実施する、公共施設周辺等の危険木除去	3,616,000	
3	森林環境教育事業	町が実施する、小中学校における森林教育	1,520,000	
4	保育園木製備品購入事業	町が実施する、保育園への木製備品の導入	6,290,000	
計			11,426,000	-



＜森林環境教育事業＞
中学校における森林教育授業



＜保育園木製備品購入事業＞
導入した園児用木製スタッピングチェア

(23) 名張市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐採事業	市が実施する、公共施設周辺及び通学路等の危険木の伐採	4,409,500	
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	森林所有者等が実施する、未利用間伐材の搬出及び運搬に対する支援	180,150	
2	人家裏危険木伐採事業	地域住民等が実施する、人家裏の危険木の伐採に対する支援	1,350,000	
3	森林環境教育推進事業	地域協議会が実施する、小学校における森林教育等に対する支援	100,000	
4	学校林整備事業	地域協議会等が実施する、学校林における遊歩道等の整備に対する支援	400,000	
5	森林公園等環境活用整備事業	地域協議会等が実施する、森林公園等の整備に対する支援	300,000	
5	桜並木保全管理事業	活動団体が実施する、桜並木保全活動に対する支援	400,000	
5	国定公園環境整備事業	活動団体が実施する、赤目四十八滝渓谷内の危険木の伐採に対する支援	1,035,000	
	基金積立		3,000,000	
計			11,174,650	



＜森林環境教育推進事業＞
チェーンソーによる実演



＜学校林整備事業＞
安全で楽しく学習しやすい学校林に整備

(24) 伊賀市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	みんなの里山整備活動推進事業	自治会等が実施する、集落周辺の里山や竹林の整備に対する支援	7,417,002	
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	森林所有者等が実施する、未利用間伐材の搬出及び運搬に対する支援	2,410,560	
2	危険木伐採事業	市が実施する、道路沿いの危険木の伐採	891,000	
3	伊賀の森っこ育成推進事業	活動団体が実施する、小中学校における森林教育に対する支援	4,169,574	
3	地域の森と緑のつながり支援事業	自治会等が実施する、森林・林業・環境学習・木工のイベントへの支援	147,558	
3	森のやすらぎ空間整備事業 (伊賀の木活用人材育成)	活動団体が実施する、地元高校生と協力して行う木製品開発への支援	500,000	
3	木づかい木育推進事業	市が実施する、出生児への木製フォトフレームの配布や小学5年生を対象とした手作り木製箸キットの配布	1,978,934	
4	幼児教育・保育施設木製遊具整備事業	市が実施する、保育所・幼稚園における木製備品の整備	796,950	
計			18,311,578	



＜みんなの里山整備活動推進事業＞
地域住民主体の里山整備の支援



＜伊賀の森っこ育成推進事業＞
野外での森林教育活動

(25) 尾鷲市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	人家裏危険木伐採事業	自治会等が実施する、人家裏の危険木伐採に対する支援	753,600	
3	尾鷲ヒノキを活用した保育園児等への山育事業	市が実施する、保育園児等を対象とした苗木の配布、植林体験	181,531	
4	クップを用いた地元産材に触れ合う場の創出事業	市が実施する、県産材とふれあう機会の創出に向けたクップ体験	951,191	
4	尾鷲中学校学習机・椅子整備事業	市が実施する、中学校への市産材を活用した机・椅子の導入	4,787,640	
4	木とふれあう学校環境づくり事業	市が実施する、過去に市町交付金事業で導入した机・椅子の維持修繕と森林教育	99,000	
4	木とふれあう保育環境づくり事業	市が実施する、保育園への木製玩具の導入と森林教育	291,500	
5	森と野鳥の学びの場づくり事業	市が実施する、野鳥の小径ふれあい広場の東屋修繕と自然観察会の実施	407,000	
5	中村山公園ほか整備事業	市が実施する、森林公園の整備	1,481,700	
計			8,953,162	



＜尾鷲ヒノキを活用した保育園児等への山育事業＞
苗木について勉強



＜木とふれあう学校環境づくり事業＞
児童による学習机天板の補修

(26) 紀北町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	危険木伐採事業	自治会等が実施する、人家裏等の危険木の伐採に対する支援	5,401,000	
2	集落周辺森林（里山）整備事業	活動団体等が実施する、集落周辺等の荒廃した森林の整備や歩道整備に対する支援	200,000	
3	森林環境教育活動支援事業	町が実施する、中学生を対象とした森林教育	766,636	
5	緑の植樹活動事業	町が実施する、地域住民等と連携した植樹活動	4,604,364	
計			10,972,000	



＜森林環境教育活動支援事業＞
中学生の間伐体験



＜緑の植樹活動事業＞
地域住民の参加による植樹イベントの開催

(27) 熊野市

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	小・中学校危険木伐採・枝切事業	市が実施する、学校敷地内において倒木のおそれのある危険木の伐採等	275,000	
5	森とふれあいの場拠点づくり事業	市が実施する、森や緑とふれあえる公園等の整備	13,440,900	
計			13,715,900	



実施前



実施後

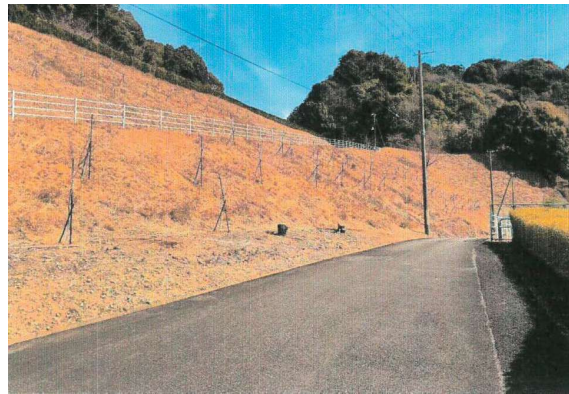
＜森とふれあいの場拠点づくり事業＞
大峰近隣公園における下刈状況

(28) 御浜町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	町道危険木伐採事業	町が実施する、道路沿いの危険木の伐採等	872,000	
5	森林公園等環境整備事業	町が実施する、森や緑とふれあえる公園等の整備	6,105,000	
計			6,977,000	



＜町道危険木伐採事業＞
町道沿いにおける危険木の伐採作業



＜森林公園等環境整備事業＞
地域の固有種クマノザクラの植樹

(29) 紀宝町

対策区分	事業名	事業内容	交付額 (円)	基金活用額 (円)
2	生活環境林整備事業	町が実施する、公共施設の周辺や生活道路沿いにおける危険木の伐採等	5,696,038	
3	森と緑の環境教育事業	町が実施する、森や緑に関する講演会やワークショップの実施	1,000,000	
5	木質整備事業	町が実施する、森や緑とふれあえる公園内の水車修繕	874,962	
計			7,571,000	



＜生活環境林整備事業＞
生活道路沿いにおける危険木の伐採

[みえ森と緑の県民税制度運営事業]

(1) みえ森と緑の県民税評価委員会委員（任期：令和8年9月30日まで）

委員氏名	所属団体等	分野
池山 敦	皇學館大学 教育開発センター 准教授	学識経験者
石川 知明	三重大学 名誉教授	学識経験者
井野 和正	三重県商工会連合会 事務局長	商工
木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長	環境学習
草川 裕美子	三重県小中学校長会（亀山市立関小学校長）	教育
谷川 東子	名古屋大学大学院 生命農学研究科 准教授	学識経験者
橋本 直行	三重県生活協同組合連合会 事務局長	消費者
林 拙郎	三重大学 名誉教授	学識経験者
三田 泰雅	四日市大学 総合政策学部 教授	学識経験者
森下 ゆう子	有限会社森下林業	林業

五十音順・敬称略 令和7年10月現在

(2) 令和6年度みえ森と緑の県民税評価委員会 開催概要

第1回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和6年7月19日（金） 9時から11時25分まで
場所	アスト津 4階 アストホール
出席委員	8名（2名欠席）
傍聴者	19名
議題	（1）令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績

第2回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和6年9月18日（水） 9時から11時15分まで
場所	アスト津 4階 会議室1
出席委員	6名（4名欠席）
傍聴者	11名
議題	（1）令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価

第3回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和7年1月31日（金） 9時から11時30分まで
場所	アスト津 4階 会議室1
出席委員	8名（2名欠席）
傍聴者	15名
議題	（1）委員長、副委員長の選出 （2）みえ森と緑の県民税評価委員会への諮問

(3) 事業成果発表会

日時	令和6年11月5日（火）
場所	アスト津 4階 アストホール
出席者	96名（うちオンライン出席29名、後日アーカイブ視聴24名）
内容	みえ森と緑の県民税第2期を総括するとともに、前年度実施した県の取組と、評価委員会において評価の高かった4市町の取組について発表

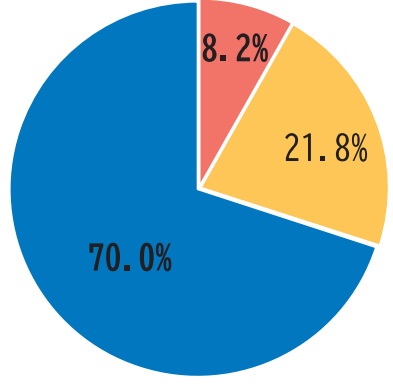
(4) オリジナルラジオ番組の放送

回	放送日	内容	取材先
FM三重「みえ森と緑の探検隊」令和6年7月18日～10月10日 毎週木曜日 16:30～16:40			
1	7月18日	みえ森と緑の県民税とは？	三重県
2	7月25日	登山歩道のボランティア整備	(公社)大杉谷登山センター
3	8月1日	災害に強い森林づくり	三重県
4	8月8日	玉城町のさまざまな取組	玉城町
5	8月15日	森林教育の新たな取組	紀北町
6	8月22日	災害からライフラインを守る事前伐採	中部電力パワーグリッド株式会社
7	8月29日	大台町のさまざまな取組	大台町
8	9月5日	保育園への木製おもちゃの導入	伊賀市
9	9月12日	みえ森林フェスタ2024志摩	三重県
10	9月19日	県民税を活用して推進する森林教育	熊野林星会
11	9月26日	みえ森林教育ステーションでの取組	津市
12	10月3日	みえの樹木百選に会おうバスツアー	NPO法人大杉谷自然学校
13	10月10日	県民税と森林環境譲与税	三重県

(5) パネル展示

期 間	実施場所	期 間	実施場所
令和6年6月17日～ 6月21日	三重県庁 1階県民ホール	令和6年11月19日～ 12月20日	県尾鷲庁舎1階ロビー
令和6年7月15日 7月20日	津市安東 コミュニティセンター	令和6年11月30日～ 12月27日	三重県立図書館
令和6年8月1日～ 8月30日	県伊賀庁舎2階県民ホール	令和6年12月10日～ 12月24日	明和町役場研修室
令和6年8月24日 8月25日	津松菱百貨店 (森と木の体験広場)	令和6年12月7日	林業研究所アカデミー棟 大教室
令和6年9月5日～ 9月30日	伊賀市役所3階	令和7年1月15日～ 1月21日	県津庁舎1階ロビー
令和6年10月8日～ 10月25日	県松阪庁舎1階ロビー	令和7年1月20日～ 1月31日	県四日市庁舎1階ロビー
令和6年10月29日	西垣林業三重事業所 マルタピア	令和7年2月1日	みえ森林教育シンポジウム
令和6年11月1日～ 11月29日	三重県上野森林公園	令和7年2月3日～ 2月7日	県伊勢庁舎1階ロビー
令和6年11月2日	津市農林水産まつり	令和7年2月3日～ 2月12日	県熊野庁舎1階ロビー
令和6年11月10日	どんとこい大台まつり	令和7年2月25日	西垣林業三重事業所 マルタピア

(6) みえ森と緑の県民税の認知度

実施方法	e-モニター制度								
実施期間	令和6年7月10日から7月16日まで								
有効回答数	1,000人								
設問と回答	三重県では平成26年から「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」を導入し、個人は年額1,000円、法人は資本金額に応じた県民税均等割の10%相当額（年額2,000円～80,000円）を納めていただいています。この「みえ森と緑の県民税」を活用して、県では災害に強い森林づくりに取り組むとともに、市町が人家裏や通学路沿いの暮らしに身近な危険木の伐採、教育現場への木製備品の導入等地域に密着した取組を行っています。あなたは、「みえ森と緑の県民税」をご存じですか。  <table border="1"> <caption>認知度調査結果</caption> <thead> <tr> <th>認知度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知っている</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>知っているが詳しい内容までは知らなかった</td> <td>21.8%</td> </tr> <tr> <td>知らない</td> <td>70.0%</td> </tr> </tbody> </table> ■ 知っている ■ 知っているが詳しい内容までは知らなかった ■ 知らない	認知度	割合	知っている	8.2%	知っているが詳しい内容までは知らなかった	21.8%	知らない	70.0%
認知度	割合								
知っている	8.2%								
知っているが詳しい内容までは知らなかった	21.8%								
知らない	70.0%								

2 みえ森と緑の県民税第3期制度

令和5年10月20日

1. はじめに

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

平成30年度末には、税導入から5年が経過することから、第1期（平成26年度から平成30年度）の取組状況について評価・検証したうえで必要な見直しを行い、第2期（令和元年度から令和5年度）対策として、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に基づく5つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施してきたところです。

こうした中、令和5年度末には税導入から10年が経過することから、みえ森と緑の県民税条例附則第5項の規定に基づき、第2期の取組状況について評価・検証したうえで、第3期（令和6年度から令和10年度）に向けて必要な見直しを行います。

2. 第2期の取組状況

第2期の取組については、みえ森と緑の県民税条例およびみえ森と緑の県民税制度案（平成30年8月）に基づき、2つの基本方針のもと5つの対策（土砂や流木による被害を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、森と人をつなぐ学びの場づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んでいます。また、「市町交付金事業」により、市町において地域の実情に応じた創意工夫のみられる取組が実施されています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の実績 (千円)	市町の実績 (千円)	合計 (千円)	割合 (%)
基本方針1 災害に強い森林 づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない 森林づくり	1,851,288	766,308	2,617,596	61.6
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	712,726	712,726	16.8
	小 計	1,851,288	1,479,034	3,330,322	78.4
基本方針2 県民全体で森林 を支える社会づ くり	3. 森を育む人づくり	161,515	87,367	248,882	5.8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	93,035	349,716	442,751	10.4
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	58,119	170,786	228,905	5.4
	小 計	312,669	607,869	920,538	21.6
小 計		2,163,957	2,086,903	4,250,860	100
制度の運営に必要な経費				33,977	-
合 計				4,284,837	-

※事業費については、R元~R4までの実績を合算
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題

(対策1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり)

【取組状況】

土砂や流木による被害を出さない森林づくりを進めるため、県では、

- ・流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの一定幅の森林における、流木や土砂の流出に対する緩衝機能を高める森林整備等の実施とその効果検証（災害緩衝林整備事業）
- ・溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木の搬出・処理（土砂・流木緊急除去事業）
- ・効率的な森林管理や災害発生の危険性の高い地域等の客観的な把握等を目的とした、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析（森林情報基盤整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、県と連携して、

- ・県が実施する災害緩衝林整備事業の整備箇所の周辺森林ほか、環境林や特定水源地域に指定されている森林における、流域の防災機能を強化することを目的とした間伐等の森林整備（流域防災機能強化対策事業）
- ・健全な森林の造成・保全を目的とした獣害防止施設の整備等に対する支援（森林再生力強化対策事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・県の事業を補完する河川沿いの枯損木等の伐採・搬出など、土石流等の被害を軽減する森林の整備に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【災害緩衝林整備事業】

事業費	実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
1,370,783 千円	122 箇所	12,547m ³	465.4ha

【土砂・流木緊急除去事業】

事業費	実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
165,628 千円	11 箇所	18,608m ³	132m ³

【森林情報基盤整備事業】

事業費	航空レーザ測量及び解析
314,877 千円	187,112ha

【流域防災機能強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	整備面積
594,274 千円	13 市町	1,336.1ha

【森林再生力強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	獣害防止施設等整備延長
70,929 千円	9 市町	107,140m

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
土石流等の被害を軽減する森林の整備	101,104 千円	5 市町

【取組事例】

- ✓ 県事業の対象とならない箇所において、山間部溪流沿いや人家に近い河川沿いの危険な倒木・流木を伐採・除去（溪流外に搬出）することで、自然災害の軽減を図った。
- ✓ 県事業で対象とならない箇所において、河川沿いの枯損木等を伐採・搬出し、流木被害の軽減を図った。

【課題】

- ・日本各地で豪雨被害が発生している中、幸い本県では大きな被害は発生していないものの、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き、県民税を活用した取組と併せて、治山ダムの設置など他の取組とも連携して、災害に強い森林づくりの実現に向けて、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策2も同様）。
- ・航空レーザ測量の実施により得られたデータ等を活用し、災害発生危険性の高い地域等の客観的な把握を進める必要がある。
- ・県が実施している災害緩衝林整備事業と市町が実施している流域防災機能強化対策事業について、実施箇所が近接していることから、一体的に整備を実施するなど効率的な事業の実施について検討する必要がある。

【対策2：暮らしに身近な森林づくり】

【取組状況】

暮らしに身近な森林づくりを進めるため、市町では、県やライフライン事業者と連携して、

- ・台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採（災害からライフラインを守る事前伐採事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自治会等が行う里山整備に対する支援など、荒廃した里山や竹林の再生
- ・集落や通学路沿いの森林における危険木の伐採など、集落周辺の森林の整備（危険木伐採）
- ・森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費に対する支援など、木質バイオマスの活用
- ・松林を保全するための薬剤の樹幹注入や地上散布など、海岸林の整備

に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【災害からライフラインを守る事前伐採事業（市町交付金（防災枠））】

事業費	実施市町数	伐採本数
42,786 千円	10 市町	8,890 本

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
荒廃した里山や竹林の再生	88,526 千円	11 市町
集落周辺の森林の整備 （危険木伐採）	392,017 千円	18 市町
木質バイオマスの活用	87,435 千円	3 市町
海岸林の整備	61,926 千円	6 市町

（取組事例）

- ✓ 地域住民の主体的な参加のもと、自治会等が行う地域や生活に密着した緑の環境づくりや里山・竹林の再生活動を支援することで、身近な里山環境の整備と森を支える社会づくりの意識醸成を図った。
- ✓ 集落周辺や通学路等に近接する森林において、危険木の伐採・除去を実施し、暮らしに身近な森林を整備することで、生活環境の保全や暮らしの安全性の向上を図った。
- ✓ 森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費を支援することで、森林所有者による木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の活用と身近な森林の健全化を図った。
- ✓ 松林の公園や景勝地にある松に薬剤を樹幹注入することで、森林病虫害の被害から松を守り、景観の維持を図った。

【課題】

- ・ 災害からライフラインを守る事前伐採事業について、第２期の途中（令和２年度）から創設した事業であるため、位置付けを再検討するとともに、取組の拡大が必要である。
- ・ 道路沿いの危険木の伐採等について、本税の主旨との関連性に十分留意する必要がある。

（対策３：森を育む人づくり）

【取組状況】

森を育む人づくりを進めるため、県では、

- ・ 学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営による、森林教育や森づくり活動に対する広域的・総合的なサポート、指導者の養成やその活躍の場の提供、小中学校等における森林教育の出前授業の実施（みえ森づくりサポートセンター運営事業）
- ・ 小学校向け森林教育プログラムの検討や大人向け森林教育プログラムの開発、木製遊具や玩具に触れ合える常設型の森林教育施設（みえ森林教育ステーション）の認定（森林教育体制整備事業）
- ・ 森林をフィールドとして子どもたちが仲間とともに主体的に学ぶプログラム（自然環境キャンプ）の作成（みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・ 保育所や小学校における丸太切り体験や箸づくり、小学校教室の木質化と併せた森林教育、大人を対象とした林業体験など、学校等における森林教育の実施

に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和４年度の合算）

【みえ森づくりサポートセンター運営事業】

事業費	区分	実施回数	延べ参加人数等
119,083 千円	指導者養成講座	38 回	466 人
	学校教職員森林環境教育 研修	4 回	56 人
	出前授業	58 回	小学校 45 校（延べ） 中学校 12 校（延べ）
	森の学校	85 回	2,558 人

【森林教育体制整備事業】（令和３年度～令和４年度のみの実施）

事業費	区分	回数・箇所数	延べ参加人数等
14,940 千円	森林教育プログラムの 実践講座等の開催	11 回	134 人
	森林教育ステーションの 認定	14 箇所	52,812 人

【みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業】（令和元年度～２年度のみの実施）

事業費	自然環境キャンプの実施回数	自然環境キャンプの参加人数
5,596 千円	7 回・26 日間	延べ 119 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
学校等における森林教育の実施	87,872 千円	23 市町

（取組事例）

- ✓ 町内の保育園や小学校において、丸太切り体験や箸づくりなどの森林教育を実施することで、森林に理解のある人づくりを進めた。
- ✓ 市内小学校において、地域の森林・林業関係者を講師に招き、森林のはたらきや大切さ、生活で使われる木材について学んでもらうことで、森林や木材に対しての理解を深め、自然を大切にすることを育む人づくりを進めた。
- ✓ 地域の木材を利用した小学校教室等の木質化と併せて、森林環境の保全や森林整備についての森林教育を行うことで、木材の利用や森林づくりへの理解を深めた。
- ✓ 竹を町の地域資源として見つめ直し、工具の貸し出しによる竹あかりを自宅で製作する機会の提供や竹あかりの展示イベントなど、竹を活用したイベントを展開することで、竹林の活用や竹を通じた住民交流、竹に関する知識と理解の促進を図った。
- ✓ 一般（大人）の方を対象に、間伐や集材、木工などの林業体験を実施することで、森林や林業について現場での体験を通して正しく理解してもらい、森林に携わる人材の育成を図った。

【課題】

- ・森林づくりに関する県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える人が多い傾向があるなど、県民全体で森林を支える社会の実現に向けて森林教育の取組は非常に重要であることから、引き続き、令和２年 10 月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 4、5 も同様）。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、体系的な事業の実施が必要であるほか、事業の成果や効果を可視化し、積極的に発信することが必要である。
- ・育成した森林教育指導者の活動状況の把握や活動機会の確保など、フォローアップする仕組の構築が必要である。

（対策 4：森と人をつなぐ学びの場づくり）

【取組状況】

森と人をつなぐ学びの場づくりを進めるため、県では、

- ・三重県民の森における、森林教育実践フィールドや木製遊具・玩具に触れ合える常設型の森林教育施設の整備（森林教育施設整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・小学校における学校林の環境整備や保育園等への木製玩具や木製遊具の導入など、森林教育が行える場の整備
- ・公共施設への木製備品の導入など、多様な主体が森林や木材とふれあう場の創出

に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【森林教育施設整備事業】

事業費	三重県民の森みえ森林教育ステーションの利用者数
93,035 千円	11,918 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林教育が行える場の整備	209,661 千円	21 市町
多様な主体が森林とふれあう場の 創出	146,933 千円	12 市町

（取組事例）

- ✓ 小学校敷地内の雑木林において、歩道やフェンスなど子どもたちが安心安全に学習できる環境と併せて、マップや樹木札の設置など子どもたちが自発的に学習できる環境を整備することで、里山林の維持管理など自然の大切さを学ぶ場を整備した。
- ✓ 保育園等において、木製玩具等の導入と木製遊具の組み立て体験を行い、園児たちが日頃から木材や木製品とふれあう環境を創出することで、木への親しみや木の文化への理解を深めた。
- ✓ 町内の公園施設のカフェにおいて、県産材のテーブル・椅子を導入し、公園利用者が気軽にくつろぎながら木にふれあえる機会を創出した。

【課題】

- ・整備した施設は効果的に活用することで事業目的が達成されるため、事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、事業の成果や効果を可視化して積極的に発信するなど幅広く活用されるよう取り組む必要がある。
- ・施設の木造・木質化や木製品の導入については、木材利用の価値や魅力を実感できるような工夫が必要であるとともに、森林づくりとのつながりが受益者に伝わる取組を徹底する必要がある。

（対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり）

【取組状況】

地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、県では、

- ・地域の NP0 や団体、市町等との連携による、自然公園の園地や自然歩道等を活用した森林教育のイベントやガイドツアー等の実施とイベントと併せて行う歩道整備や転落防止策の修繕等の環境整備（森林とふれあう自然公園環境整備事業）
- ・生物多様性の推進に必要な基礎的な情報収集とその周知や、自然環境保全団体や専門家と協力した自然環境保全活動の促進（生物多様性推進事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自然公園における歩道整備や森林公園におけるボランティアによる環境整備など、森林の総合利用のための整備

に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【森林とふれあう自然公園環境整備事業】

事業費	自然観察ツアー等の実施回数	自然観察ツアー等の参加人数
21,418 千円	30 回	721 人

【生物多様性推進事業】

事業費	希少野生動植物種ゾーニングマップ作成
24,565 千円	対象種 2 種（サシバ、ヒメタイコウチ）

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林の総合利用のための整備	170,252 千円	18 市町

（取組事例）

- ✓ 自然公園の園地において、多くの方が散策やウォーキングに訪れる展望台へとつながる遊歩道を改修整備することで、森林や緑と親しむ環境の向上を図った。
- ✓ 市民の憩いの場である森林公園などにおいて、地域住民などのボランティアにより、公園内の倒木等の整理などを実施することで、住民の森林や緑に対する理解をさらに深めるとともに、自然に親しむ豊かな生活環境を創出した。

【課題】

- ・過去に整備した施設等について、老朽化等が課題となっていることから、森林教育等のフィールドとして安心安全に有効活用するため、森林教育等の実施と併せた再整備が必要である。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、情報発信の強化が必要である。

（3）制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するため、各種事務や基金の運用を行うとともに、県民税を活用した事業結果等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」の運営を行いました。

また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、

- ・成果報告会の開催と成果報告書の作成
- ・県民税のリーフレットなど普及啓発物品の作成・配布
- ・ホームページや県広報誌、テレビ CM、ラジオ CM、映画館での CM（シネアド）、YouTube における動画広告など多様な媒体を活用した周知活動

などに取り組みました。

【事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【みえ森と緑の県民税制度運営事業】

区分	事業費	実績
評価委員会の運営	33,977 千円	13 回
普及啓発物品等		ポスター：2,850 部 チラシ：22,000 部 リーフレット 34,000 部 成果報告書：4,400 部 クリアフォルダ：28,000 枚 シール：17,000 枚

周知活動		テレビ CM（三重テレビ）：放送回数 94 回 ラジオ CM（FM 三重）：放送回数 74 回 映画館での CM：延べ 15 箇所、放映回数 9,516 回 YouTube 動画広告：視聴回数 176,774 回
------	--	---

【課題】

- ・県民税の認知度について、e－モニター制度を活用したアンケートでは 30%程度で推移しているとともに、森林づくりに関する県民意識調査では 19.5%と低い状況であるため、効果的・効率的な周知活動の実施が必要である。
- ・第 2 期の取組が終了を迎える中、税の認知度を高める周知活動はもちろん、森林の大切さや木材の利用意義などについて県民の理解を深めるための取組を進めていく必要がある。

3. みえ森と緑の県民税制度の継続

無作為に抽出した県民の皆さん 5,000 人を対象とした「三重の森林づくりに関する県民意識調査 ※1」（以下、「県民意識調査」という）では、第 3 期も県民税を活用した取組を継続することについて、88%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見であり、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の継続的な実施が望まれていることが明らかになりました。

これらのうち、「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組み、毎年度約 30 箇所の災害緩衝林を整備するとともに、第 2 期から新たに、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することなどを目的とした、航空レーザ測量を活用した森林情報の整備を実施しました。また、市町が主体となって、集落周辺や通学路沿いの危険木の伐採やライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採、荒廃した里山の整備など、「暮らしに身近な森林づくり」に取り組みしました。

こうした中、台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しているとともに、大規模地震時の斜面崩壊に伴う土砂ダムの形成も懸念されており、「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高い状況にあります。

また、航空レーザ測量の解析結果から、流木発生の危険性の高い箇所の抽出等 ※2 を進めており、今後はこうした解析結果も活用して、緊急度の高い箇所を優先しながら、継続して災害緩衝林の整備など「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組む必要があります。また、中山間地域の高齢化や林業の担い手不足などにより、地域の身近な森林の整備など「暮らしに身近な森林づくり」が依然として課題となっています。

一方、「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、「森と人をつなぐ学びの場づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組み、森林教育の輪が広がるとともに、森林や木材とふれあう場や機会が増加しました。

県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える傾向にあることが明らかとなり、県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であると考えられます。

こうしたことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとします。

※1 ・令和 4 年 7 月～8 月に実施

・調査には令和 6 年度から国の森林環境税（個人年額 1,000 円）が導入される旨を明記
 ・2,278 件の回答があり、回収率は 45.6%

※2 ・航空レーザ測量実施済箇所の解析結果等から流木発生の危険が高い箇所の抽出を行ったところ、県内全域で約 1,500 流域が流木発生の危険がある流域として推定される。一方、災害緩衝林の整備は平成 26 年度からの 10 年間で 300 箇所（予定）に留まっている。

4. 第3期（令和6年度～10年度）の制度に関する基本的な考え方

県民意識調査や市町・林業関係団体への意見聴取の結果などをふまえ、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) みえ森と緑の県民税のしくみ

① 2つの基本方針及び5つの対策

- ・2つの基本方針については、ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第3期も県民税を活用した取組を継続することに賛成する理由について、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」には、長期的・継続的に取り組んでいくべきとの意見が最も多くあったことから、継続することとします。
- ・5つの対策については、多くの市町や林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第2期の主要な取組について、8割以上の方が「とても重要」または「ある程度重要」との意見であったことから、継続することとします。

② 税率・課税方法等

- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。

③ 県による基金の設置

- ・「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなり、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置し、一般財源と区分することとします。

④ 評価委員会の設置

- ・第三者による評価の結果を基に事業の適切な実施やブラッシュアップを図るため、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定するとともに、この条例に基づく「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

平成31年3月に改定した「三重の森林づくり基本計画2019」では、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、県民税を活用した事業も位置付けて、設定した数値目標の達成に向けて取り組むとともに、毎年度、その実施状況を取りまとめて公表していくこととしています。

(3) 国の森林環境譲与税との関係

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、平成 31 年 2 月 13 日付けで、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の使途を棲み分けて、双方を有効に活用しています。

具体的には、みえ森と緑の県民税は 2 つの基本方針である「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った施策に活用し、森林環境譲与税は「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、林業の人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などの林業振興施策を中心に活用しています。

今後も、両税の使途を棲み分けながら、両税を有効に活用して森林・林業施策を進めていくこととします。

(4) 全国植樹祭の開催に向けた取組

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、毎年各地で開催されている国民的行事（四大行幸啓）であり、県では、令和 13 年の招致を表明しているところです。

全国植樹祭を三重県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、開催に向けた気運醸成と必要な経費の積立に取り組むこととします。

(5) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

税導入の趣旨や他の財源との棲み分けの必要性をふまえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、引き続き、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2 つの基本方針と 5 つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる内容であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた内容とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする内容でないこと。

5. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組状況をふまえ、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そうした森林づくりを県民全体で支える社会づくりを進める施策の継続が必要であることから、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）に基づく5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

① 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の大径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を山腹の土砂止めとして有効活用する。 ② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。 ③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。 ④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。 ⑤ 森林の機能を維持するための更新対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施するとともに、森林の機能を早期に発揮させるための対策を実施する。 等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 ② 集落周辺の森林整備 ライフライン周辺や人家裏、通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。 ③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。 ④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。 ⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止や津波対策等のため、海岸林造成や維持管理を行う。 等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業

② 基本方針２ 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。	① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。 ② 森林教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林教育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。 ③ 学校等における森林教育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林教育や野外体験保育等の活動を実施するとともに、大人や企業等を対象として森林教育を展開する。 等、「森を育む人づくり」に資する事業
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。	① 森林教育が行える場の整備 森林教育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。 ② 多様な主体が森林や木材について学び・ふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林や木材について学び・ふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。 また、令和13年の招致を表明している全国植樹祭を見据え、県民をはじめ多様な主体による森林づくり活動の促進やネットワークづくり、森林や木材に親しんでもらうイベントの開催などにより、気運の醸成を進める。 等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。	① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備や老朽化した既存施設等の再整備を行う。 ② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。 ③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業

③ その他

その他	① みえ森と緑の県民税制度の運営 みえ森と緑の県民税評価委員会の運営のほか、制度や用途の周知など、税制度の運営に必要な取組を実施する。
	② 全国植樹祭の開催に向けた基金積立 県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、令和13年の招致を表明している全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施する。

(2) 必要となる経費

令和6～10年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5年間で想定 される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林 づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	26.9	55.2
	2. 暮らしに身近な森林づくり	9.9	20.3
	小 計	36.8	75.5
2. 県民全体で森林 を支える社会 づくり	3. 森を育む人づくり	3.5	7.2
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	5.1	10.5
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.3	6.8
	小 計	11.9	24.5
小 計		48.7	100
共通経費（災害対応予備費、評価委員会の運営等）		1.3	—
全国植樹祭に向けた基金積立		5.0	—
合 計		55.0	—

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

① 市町交付金制度

これまで、市町交付金制度を活用し、地域の実情に応じて創意工夫した様々な事業が県内全域で展開され、令和元年度から4年度までに449事業が実施されました。また、第2期では、県と市町が連携して、流域の防災機能を高めるための面的な森林整備や獣害対策に取り組んだほか、ライフライン事業者とも連携して、ライフライン周辺の危険木の事前伐採を実施しました。このように、この制度は「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けては、引き続き、地域に密着した市町の取組と併せて、県と市町が連携して課題解決に取り組む必要があることから、必要な見直しを講じたうえで、引き続き市町交付金制度を実施します。

② 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で、効果的・効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③ 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担をふまえ、県と市町の配分は5：5を基本としつつ、市町からの要望に基づいた柔軟な配分を行います。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」を設けます。

基本枠	市町からの要望に基づいて、必要な規模を配分します。 ※均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分の上限額を設定します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策、ライフライン周辺の危険木の事前伐採など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分します。

6. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民の皆さんが受けていることから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために必要な費用について、県民の皆さんに幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している全ての府県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	【個人】＜納税義務者数約93万人＞ 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 【法人】＜約4万法人＞ 県内に事務所、事業所等を有している法人

税率（年額）	【個人】1,000 円																			
	【法人】現行の均等割額の 10%相当額（2,000～80,000 円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）																			
	<table><tr><th colspan="2">区 分 （資本金等の額の区分）</th><th>税 率 （ 年 額 ）</th></tr><tr><td></td><td>1 千万円以下</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超</td><td>～ 1 億円以下</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超</td><td>～ 10 億円以下</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超</td><td>～ 50 億円以下</td><td>54,000 円</td></tr><tr><td>50 億円超</td><td></td><td>80,000 円</td></tr></table>		区 分 （資本金等の額の区分）		税 率 （ 年 額 ）		1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超		80,000 円
	区 分 （資本金等の額の区分）		税 率 （ 年 額 ）																	
	1 千万円以下	2,000 円																		
1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円																		
1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円																		
10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円																		
50 億円超		80,000 円																		
【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。																				
税収規模	<table><tr><td>納税義務者</td><td>税収（年度）</td></tr><tr><td>個人</td><td>9 億 1 千万円</td></tr><tr><td>法人</td><td>1 億 9 千万円</td></tr><tr><td>計</td><td>11 億 0 千万円</td></tr></table>		納税義務者	税収（年度）	個人	9 億 1 千万円	法人	1 億 9 千万円	計	11 億 0 千万円										
納税義務者	税収（年度）																			
個人	9 億 1 千万円																			
法人	1 億 9 千万円																			
計	11 億 0 千万円																			
徴収方法	【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。 給与所得者 事業所得者等 法 人 県 民 事業 者 市 町 → 三重県																			
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入																			
税収の使途	「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に充てる。																			
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てて、使途を明確化する。																			
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。																			
見直し期間	施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。																			

7. 使途の明確化（基金積立）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、超過課税相当分を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

8. 制度や使途の周知

税導入から10年が経過する中、県民意識調査の結果では、税の認知度は19.5%に留まっており、県民の皆さんに対するさらなる周知とともに、事業の成果や効果の発信と併せて、森林の大切さや木材の利用意義について伝えていく必要があります。また、令和13年の招致を表明している全国植樹祭に向けた気運醸成が必要であり、こうした取組と併せて情報を発信していくことも重要です。

こうしたことから、例えば、

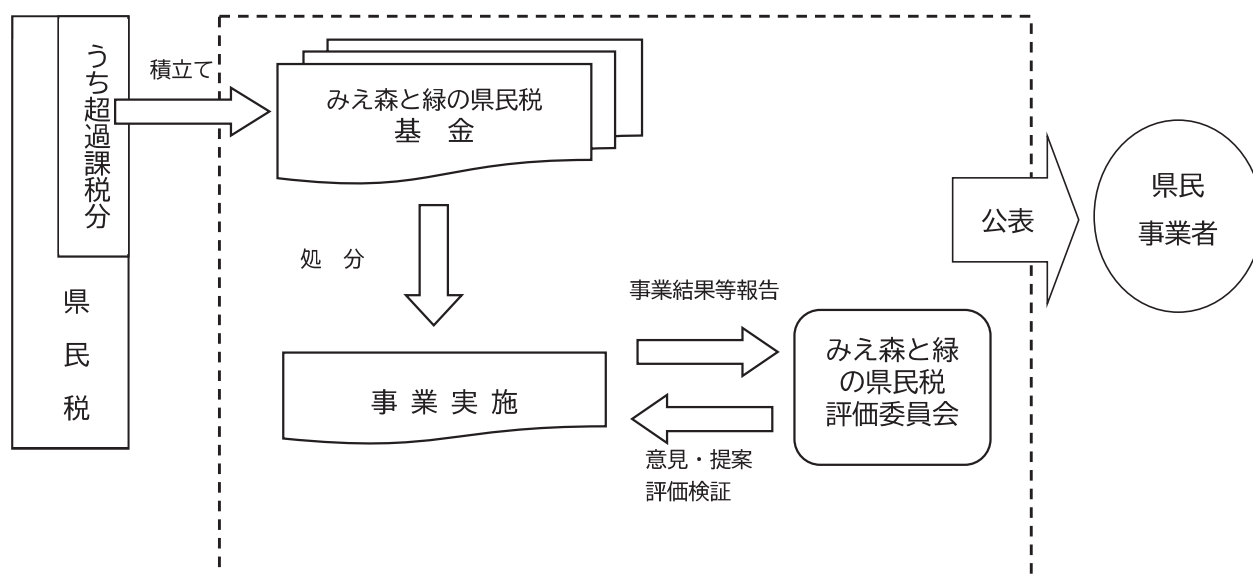
- ・さまざまな媒体を活用した広報活動
- ・自然体験に関心のある方などにターゲットを絞った情報発信
- ・事業の地元説明会などの開催を通じた周知活動
- ・全国植樹祭に向けた気運醸成と併せた発信
- ・森林や木材に親しんでもらうイベントの開催

など、これまで以上に取組を強化し、市町や林業関係者とも連携しながら、税の制度や使途の周知はもちろん、事業の成果や効果とともに、森林の大切さや木材の利用意義について発信していきます。また、森林環境譲与税と棲み分けて活用していることについて、県民の皆さんの理解が得られるよう併せて発信します。

9. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆さんに対して公表します。

<基金積立と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開された段階で、効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

3 みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

みえ森と緑の県民税の趣旨に沿って、市町が県と連携して課題解決に取り組むとともに、市町が地域の実情に応じ創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、みえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」という。）を交付するものです。

1. 県と市町との役割分担

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

2. 市町交付金の配分

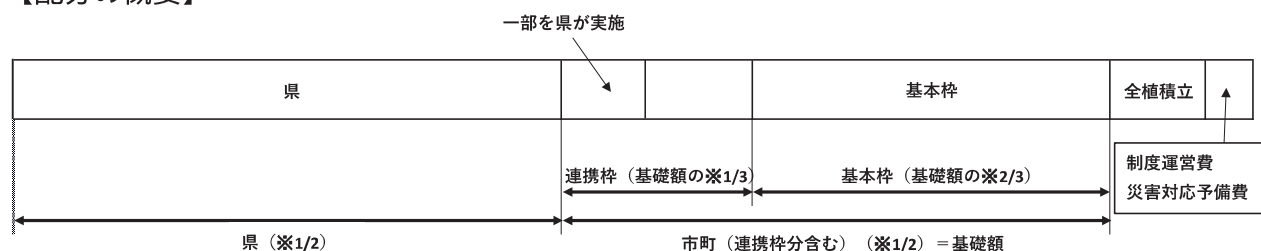
県民税基金の取崩可能額のうち、制度運営費、災害対応予備費、全国植樹祭に向けた基金積立を除いた額の概ね2分の1(※)に相当する額を市町交付金の総額とします。第3期5年間の総額で、県と市町の配分割合は、5：5を基本としつつ、市町からの要望に基づいた柔軟な配分を行います。

市町交付金事業には、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」と、森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」を設けます。

配分割合は、「連携枠（県が実施した方が効率的である事業を含む）」は、市町交付金総額の概ね3分の1、「基本枠」の配分割合は、概ね3分の2とします。

連携枠	面的な森林整備や獣害対策、ライフライン周辺の危険木の事前伐採など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分します。
基本枠	市町からの要望に基づいて、必要な規模を配分します。 ※均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分の上限額を設定します。

【配分の概要】



※配分割合は、表示の割合を基本としつつも、市町からの要望や事業実施状況によって変動

3. 市町交付金の使途

1) みえ森と緑の県民税を活用した事業を行ううえでの3原則

事業の実施にあたっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策(※)」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる内容であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた内容とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする内容でないこと。

※ 2つの基本方針と5つの対策

基本方針1 災害に強い森林づくり

対策1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり

対策2 暮らしに身近な森林づくり

基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

対策3 森を育む人づくり

対策4 森と人をつなぐ学びの場づくり

対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり

2) 森林環境譲与税との関係

県では、平成31年2月13日付けで、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の使途を棲み分けて、双方を有効に活用しています。今後も、両税に使途を棲み分け有効活用しながら、森林・林業施策を進めます。

3) 市町における基金設置について

市町は、交付金事業の財源に充てるための基金を設置し、交付金を計画的に基金に積み立てたうえで次年度以降の交付金事業に充てることができます。なお、積み立てた基金は、原則として第3期内に活用する必要があります。

〔参考資料〕基本枠の算出根拠（人口及び森林面積）

市町名	人口(人)	民有林面積(ha)
津市	272,753	40,792
四日市市	303,818	2,498
伊勢市	121,656	10,956
松阪市	157,850	41,341
桑名市	137,708	2,871
鈴鹿市	194,197	3,421
名張市	75,669	6,827
尾鷲市	15,852	14,926
亀山市	49,689	11,659
鳥羽市	17,187	7,484
熊野市	15,674	29,629
いなべ市	44,623	11,725
志摩市	45,056	9,101
伊賀市	87,369	32,566
木曽岬町	5,916	0
東員町	25,762	154
菰野町	40,482	5,237
朝日町	11,104	63
川越町	15,310	0
多気町	13,828	5,915
明和町	22,361	311
大台町	8,422	27,942
玉城町	14,969	1,259
度会町	7,707	11,410
大紀町	7,546	20,406
南伊勢町	10,594	20,430
紀北町	14,196	18,008
御浜町	7,949	5,604
紀宝町	10,168	6,027
合計	1,755,415	348,562

※１．人口は、令和４年版三重県勢要覧に記載の市町別人口（固定）

※２．民有林面積は、令和５年４月１日現在で最新の地域森林計画（北伊勢・南伊勢・伊賀・尾鷲熊野）に記載の民有林面積（固定）

4 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方

平成 31 年 2 月 13 日

1. 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

2. 森林環境譲与税の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

3. 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

- ・市町は、
 - ①森林の整備に関する施策
 - ②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- ・県は、
 - ①市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策
 - ②市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策
 - ③森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下に留意するものとします。

（１）森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

（２）長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

（３）事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

（４）みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり（「県民全体で森林を支える社会づくり」）に必要な経費に活用することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

- ①森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。
また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。
- ②人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。
また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。
- ③普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。
- ④木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

（５）森林環境譲与税の基金としての積み立て

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てることにより、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。（ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。）

4. 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

（１）林業経営に適さない森林の整備

ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備（市町村森林経営管理事業）

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業体等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注¹ 伐採跡地（造林未済地を含む）における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行ふべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注² 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきではありますが、市町の判断で人工林よりも天然林（広葉樹林）の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注³ 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の使途としては適さないと言えますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注⁴ 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します。

（調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施）

- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班（例えば、林班内の人工林率 50%以上等）であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

- ・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2 の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

（2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

（３）普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

（４）木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製品品の整備

なお、以下については、（３）普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

- ①「木育」を実施する施設の整備
（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等）
- ②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備
（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製品品の整備等）
- ③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備
（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

（５）市町の体制の強化

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

- ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用
・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費
- イ 対象業務の委託
・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費
- ウ 新たな組織の設立
・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。

そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

<参考> 森林環境譲与税の使途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分		森林環境譲与税	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	人工林（天然林）	☐ 市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」）	—
		☐ 市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能	◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備
		☐ 経営管理の意向に関する調査	—
		☐ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	—
	里山・竹林の整備	☐ 管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	☐ 所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
	危険木の除去	—	☐ 集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保		■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）		☐ 右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進		☐ 地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化		☐ 市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

5 みえ森と緑の県民税関連条例

みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二条第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三 重 県 条 例 第 九 号

（設置）

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（積立ての特例）

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

（処分の特例）

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

（三重県財政調整基金条例の一部改正）

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第 七十九 号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第九号)第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業(次条第一号及び第二号において「基金事業」という。)の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

背表紙の写真：第 11 回みえの森フォトコンテスト
中学生以上の部 最優秀賞 宮崎 渉「トトロいたもん！」



令和 7 年 10 月発行

【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課

〒514-8570 三重県津市広明町 13

電話：059-224-2513 FAX：059-224-2070

E-mail：midori@pref.mie.lg.jp



FSCについて
詳細はこちら

